



平成 29 年 3 月 9 日（木曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

---

平成29年3月9日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副	町 長	最知 明広 君

会計管理者兼出納室長	芳 賀 俊 幸 君
総務課長兼危機管理課長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 調 整 監	村 田 保 幸 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部 修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 明 広 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	

書 記 長 三 浦 清 隆 君  
農業委員会部局

事 務 局 長 佐久間 三津也 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志

総 務 係 長 畠 山 貴 博  
兼 議 事 調 査 係 長

---

議事日程 第4号

平成29年3月9日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 4号 南三陸町公共施設維持管理基金条例制定について
- 第 3 議案第 5号 南三陸町地区計画の案の作成手続に関する条例制定について
- 第 4 議案第 6号 南三陸町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について
- 第 5 議案第 7号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 8号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 9号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第10号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第11号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第12号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第13号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第14号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 3 議案第 1 5 号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議案第 1 6 号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 5 議案第 1 7 号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 6 議案第 1 8 号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 7 議案第 1 9 号 南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 7 まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。大変ご苦労さまです。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において13番後藤清喜君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第4号 南三陸町公共施設維持管理基金条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第4号南三陸町公共施設維持管理基金条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第4号南三陸町公共施設維持管理基金条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、公共施設を維持管理するために必要な修繕、改修等の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、当該基金を設置するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 読み上げましたけれどもね、昨日ですか、この議案書を訂正する箇所があるということで、取りかえていただいたんですけれども、どの箇所を訂正をしたか、事前

に一応申し述べておくことは必要ではないかなと思ひまして、議事進行で今挙手をして加えました。

○議長（星 喜美男君） 総務課長より説明をさせます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、議案書の訂正箇所につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第34号、65ページになります。路線名伊里前線の町道路線の認定議案でしたが、起点と終点の番地なんですけれども、南三陸町伊里前となつてございまして、歌津字が抜けておりました。起点終点部に南三陸町歌津字という表記を加えさせていただいております。まずそれが1件でございます。

次に、議案第41号、議案書の82ページ。別紙の部分でございます。所在が南三陸町歌津字峰畑4番地2の宅地でございますが、その貸付軌跡24.71平米の合計欄が162.46と誤った表記になってございました。上欄と同じく24.71平米が正しい数値でございます。この2議案について修正させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の説明ですと、これだけのおびただしいページ数がある中で、たったこの字が抜けた、数字の24.71が161になっていたからということで、2カ所だけを訂正するために、これ全部差しかえたわけ。これもいかなものかなと思うんですよね。かなりの数の過ちがあつて、全部印刷をし直して差しかえるのであれば、ああ、随分間違いがあつたのかなと思つたんですが、たったこれだけでこれだけの印刷物また刷り直してやったわけ。無駄じゃないの。いやいや、言われなきゃわからないですかね、そういうこと。町民はこれ見たら何と思ひますか。これだつて全部印刷をしながら印刷し直して、このページ数全部、つづつて、仕事が忙しい、忙しい、人が足りない、何の話を言っているんですか。もつてのほかですよ。そう思ひませんか、町長。あなたが命令してやらせたんでしょう。どうなんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 今回口頭での修正も一応考えましたけれども、議案書が2カ所に及ぶということもありまして、全冊を差しかえさせていただきました。以後につきましては、14番議員のご指摘もありましたので、なるべく簡明な形で対応をしてまいりたいというふうに思ひます。できればそのような形でよろしければ、そのような形にこれからはさせていただければ執行部としても幸いでございます。



○議長（星 喜美男君） それでは、最初に戻りまして、入りたいと思います。

日程第2、議案第4号南三陸町公共施設維持管理基金条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 改めておはようございます。

ただいま上程されました議案第4号南三陸町公共施設維持管理基金条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、公共施設を維持管理するために必要な修繕、改修等の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、当該基金を設置するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） それでは、議案第4号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをごらんください。

南三陸町公共施設維持管理基金条例、これを新規に制定するものでございます。

議員ご承知のとおりですが、震災後被災した町の公共施設については、これまで順次復旧が進みまして、本年度中には例えば全ての災害公営住宅の完成を見込んでおりますし、また新年度の秋口には新庁舎も開庁する運びとなっております。

しかし、同時期に多くの施設整備を図るということは、逆に10年後、20年後にはこれらの施設の維持補修、または大規模改修が一時期に集中いたしまして、その財源対策のために、町の財政を圧迫することも懸念されます。本基金は、こうした将来到来する公共施設の維持管理に充てる財源として積み立てを行う内容でございます。

基金条例の内容といたしましては、第1条の設置規定を除き、第2条から第7条まではほかの特定目的基金と同様の条文内容となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おようございます。4番小野寺です。

条例の第3条なんですけれども、基金の預け先なんですけれども、それから金融機関への預金その他もっとも確実かつ有利な方法とありますけれども、具体的にはどのようなことが考えられるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（芳賀俊幸君） ほかの基金も同様でございますけれども、通常普通預金と定期預金というような2本立てでこの基金の現金を管理いたしております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） かつ有利な方法で国なんかでもよく基金を株に投資してとかいろんな問題が起きていますけれども、そういうふうなことはないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） ハイリスク、ハイリターンのような預金の保管方法はとってございません。最近新しく保管方法として、例えば国債を購入しているという事例がありますけれども、ただいま会計管理者が答弁したとおり、通常は普通預金か定期預金での管理になろうかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかございますか。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） おはようございます。

何点かお伺いしたいと思います。まず公共施設の維持管理に要する資金に充てるために、条例を設置して、基金を積み立てていくということです。その公共施設の維持管理に要するというのは、具体的にどこまでの範囲を示すのかということをお答えいただきたい。

それから、そういった先ほど町長の提案理由の中では、改修とか補修が必要な時期が10年、20年先に来るのではないかというお話でした。そういった大規模改修なりが必要となる時期というのは具体的に大体で結構ですので、どの辺を、いつごろを見込んでそれまでに幾らぐらいの資金が必要だと試算しているのかをお知らせいただきたい。

それから、あとの議案でも出てくるのかもわかりませんが、今回条例制定して、まずは幾らぐらい積み立てるのかという3点をお伺いしたいと思います。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 公共施設維持管理基金という名称で目的設置一応指定してございますが、基本的には小破修繕のための財源としては考えてございませんので、やはり大規模修繕、もしかすると建てかえの時期が来ればその財源のための基金というふう

に認識してございます。

あと、試算でございますけれども、今回3点目の質問と関連するんですが、最終の補正予算で2億2,000万円、一応基金積立金の予算を計上してございます。その財源でございますけれども、現在災害公営住宅の建築が進んで入居が始まりますと、家賃の低廉化事業をあわせて実施しておりまして、その事業部分については復興交付金の基金対応になってございます。15次、16次と財源が入ってございますので、その部分について今後この基金に積み立てていきたいというふうに考えてございます。

したがいまして、今回2億2,000万円についても復興交付金基金、あとその裏については補助裏については震災復興特別交付税の分もございまして、おおむね100%をこの部分に、この基金に積んでいく形になろうかと思えます。

将来的には、復興交付金の事業が32年度まで継続されますので、それまでの間に現在の入居状況を勘案いたしますと、約40億円、32年度までその財源が町に入ってくる形になりますので、適宜年度内、年次を経過しながら、一般会計から基金のほうに積み立てていくという形になろうかなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建物の改修時期でございますが、一般的には30年と言われております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1つずつと、どこまでの範囲を示すのかということで、小さな規模の改修、補修については基金ではなくてほかの財源で対応するというこのようです。範囲と聞きましたので、どういうお答えが返ってくるかなと思ったんですが、大規模な修繕、建てかえについて使うということであれば、それはそのほうがいいのかとも思いますが、公共施設と一口に言っても、さまざまな種類のものがあります。今回新しく建てたものもあれば、既存のものも当然あるわけですね。そういった既存のものを建てかえるという場合にも使われるのか、今回震災によって新しく建てたものということに限定していくのか、条文の中にはちょっとあらわれていないようですので、お考えがあればお伺いしたいなと思えます。

それから、必要となる時期はいつごろで、それまでに幾らぐらい必要と試算しているのかというお話をさせていただきましたが、大体改修までには30年ぐらい一般的には耐用年数があるということですが、30年後町の今の公共施設を建てかえる際に、現在の試算、30年後のことはなかなか予測できませんが、お幾らぐらい、要は基金に積み立ててあれば対応できそう

なのかということの見込みをお伺いしたいなど。先ほど聞いた質問の繰り返しになりますが。

それから、今回2億2,000万円ですが、積んでその財源についてもお話しいただきました。災害公営住宅等を含んで、その分の家賃低廉化の分の入ってくる補助金、特別交付税などをとりあえず当面の間積み立てていくということですが、それは当然30年続くわけではありませぬので、いずれはその都度その都度で必要な財源措置をして基金を積んでいくということになると思うんですけれども、一方で1つ懸念を示させていただければ、この基金を造成することで当然将来必要になるものですから、手をつけたくはないと思うんですが、その分ほかの行政サービスにしわ寄せがいくようなことがあってはよくないのではないかと思います。そういった懸念は払拭できる材料があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 大きく3点のご質問でございました。まず、基金を充てる事業対象でございますけれども、基本は新規の建物だけではなくて、これまでつくった既存の公共施設についても充当していかざるを得ない時期がまいるというふうに考えてございます。

あと30年後の見通しでございますけれども、この基金をつくるに当たって、私考えていることがありまして、ちょうど後藤議員もご承知のとおりですが、志津川中学校の建物の整備をしたのがちょうど昭和62年、63年、ちょうど今から30年前でございます。当時校舎については7億7,000万円、体育館を3億5,000万円で建築いたしました。その体育館を特に3億5,000万円という建物の金額なんですけれども、現状その資金で町で公共施設をつくるとなると、木造平屋の保育所をつくる事業費にしか充当できない状況でございます。昨日、ちょっと建設課長とお話ししたところ、志津川中学校規模の建物を再度新築するとどれぐらいかかるんだろうという話をしましたところ、約9億円から10億円ぐらいは必要だろうということで、事業的には3倍、貨幣価値も考えますと、例えば30億円積み立てて、30年後ですと実際はその事業財源としては10億円程度の貨幣価値しかないのかなということでございますので、どうしても現段階での貨幣価値でしか算定はできないんですけれども、10年後、20年後、30年後を見越して、家賃低廉の補助金があるうちはその財源をしっかり積み立てて、それ以後については年度末に歳計剰余金の見通しを立てて、財調に積む部分とあとは公共施設の新しい基金に財源として積み立てる、その二本立てでちょっと考えながら財政運営をしなければいけないだろうというふうに思っております。

また、なかなか将来について財政運営がどうなっていくのかということにつきましては、見

通しは立てられないわけでございますけれども、職員数も年々減っていく中でございますので、限られた職員数で限られた財源で、きちんとした財政運営をしていく必要があるんだろうなというふうには感じております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） お話をお伺いして、これを造成して将来に備える一助にはなるけれども、これをもって未来は大丈夫ですよということはとても言えないと、それは当然のことなんですけれども、であるならばなおさらほかの一般会計に任せきりにせずに、これはしっかりと用途を決めて、将来への投資なんだと、将来への貯金なんだということを示しておくということは1つ大変意義のあることなのかなと思います。基金の造成、それから維持管理、運営、運用でほかの基金以外の財政というものも十分目を光らせて、今後も執行に努めていただきたいなというふうに改めて思いました。終わります。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

ただいま前者の方の質問とご説明でわかりましたけれども、1点だけお伺いいたします。

ただいま総務課長のご説明だと、志津川中学校の建てかえということのお話を聞きましたけれども、将来的にそういう中学校の建設などもあるということを知ったんですけれども、その辺は何年という見通し、今30年ですけれども、いつごろの見通しになるのか、そしてまた財調との絡みなんですけれども、今、年度年度で剰余金が出ると財調に積み立てしてありますけれども、その辺財調を取り崩すというような考えがそちらのほうに充てるという考えがなかったのか、今後別に二本立てて使うという、積み立てるというその意義をもう一度ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） まず学校の建てかえを検討するための財源としてお答えしたつもりはございませんで、例えば30年志津川中学校を建築してからたっていますので、体育館を建てかえた場合、どれぐらいかかるんだろうかということを引きの建設課長とちょっと相談して、伺った内容が大体9億円から10億円ぐらい、もし建てかえとすればかかるということですが、現在志津川中学校については一度大規模改修を行っておりますので、もうしばらくは建物としては十分に活用できるのかなというふうに思っております。

あとは、財政調整基金との兼ね合いでございますけれども、これまでの予算、決算でご説明してまいりましたが、一般財調でございますが、財政調整基金27年度末で83億円ぐらいたし

かあるんですけれども、全額完全に使途が決まっていない一般財源ではございません。復興交付金での剰余金等が含まれておりますので、恐らく83億円のうち一般財調部分は本当の財源部分は30億円程度なんだろうなというふうに試算してございますので、昨年度も当初予算で5億円崩しまして、ことしも5億円崩してございます。このままですと大体五、六年で一般財調が空になってしまう計算になりますので、きちんとした財政運営をしながら、一般財源の部分をこれからもしっかりと確保していく必要がありますので、年度間の財政運営は大変なんですけれども、そんな形で一般財源の確保に当たっては、意を用いてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 家庭の財布であればへそくりというような感じのようなのかなと感じがいたしますけれども、そういう形で今後とも努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。おはようございます。

そうしますと、この間申し上げましたが、うちのほうはスクラップだらけでございまして、ビルド、ビルドでそれこそ全てが公共施設新しいものでございまして、将来に向けてこういう基金も設置というのが必要なんだろうけれども、そこでお伺いしますが、その維持管理に要する資金ということで、当分いわゆる小破等は含まないで大規模改修、そういうものに充当するんだということは、通常は大体積み立てていって、本当の大規模改修がなければ取り崩しはないのかという考えになるのか。

それで一番問題というか、形なのは、災害公営住宅、復興住宅ですか、それが27棟ですか、27棟で738戸という形で非常にこの分のウエートが大きいのではなからうかと。それで、お隣の気仙沼市なんかでは市営住宅基金ですか、という形で市営住宅に限っての基金を設定しておると。それを先ほど総務課長が説明しましたように、家賃収入から得た管理コストを差し引いてそれをプールすると、さらには低廉対策の交付金、特別交付税ですか、そういうものを合わせて積み立てていくんだという仕組みにしておるようですが、何かウエートの市営住宅とか町営住宅、復興住宅、相当将来的にはウエートが大きいのではなからうかというふうな思いがするわけでございますが、その辺は検討したのかどうか。それから、とりあえずその辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 大きく2点の質問だったと思います。基本的には改

修ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、施設の小破修繕に当たっては、これは毎年度の通常の予算の中で対応していくべきなんだろうなというふうに考えてございまして、既存の公共施設も含めて、大きな改修工事が必要となった場合、例えば学校等であれば文科省の補助はあるんですけれども、ただ補助基準等が決して満額ではございませんので、必要な一般財源が出てまいりますから、その際どうしても年度間の財源調整がきかない場合は、本基金からの取り崩しも考えなければいけないかなというふうに思っていますが、恐らく32年度までの復興交付金の基金事業がある間は、大きく取り崩しはしないで、これは基金の造成を図っていく形になろうかなというふうに思います。

それと、公営住宅8地区で27棟集合住宅ございます。いずれ10年、20年先に一斉に改修の時期がまいりますので、大きくこの基金を財源として対応するのが公営住宅なんだろうというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうしますと、公営住宅も含めた形で積み立てていくと、いわゆるどうなんでしょう、総務課長、法的に家賃低廉対策で交付される分、それで積み立てた基金で他の公共施設を修繕改修すると、そういう資金に充ててよいんですか。

それから、建設課長にお伺いしますが、災害公営住宅、県の供給公社に6,000万円ですかね、年間、委託費出しますよね。それで、先ほど私が申し上げた全体の軽減対策もありますから、当分は満額にならないんでしょうが、災害公営住宅に部分に限って残すと、全体の家賃収入、例えば低減がないものとした場合、県の供給公社のほうに委託6,000万円払って、どれだけブールできるものか、その辺2点。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 交付金で入ってきた財源が特定財源ではないのかといったご質問だと思いますけれども、例えば低廉化して、本来入るべき家賃収入が入らない部分の穴埋めは基金、このような制度がなければ一般財源で補填する形になりますので、入ってきた財源については特定財源ではなくて、一般財源で扱ってよろしいという通達がございまして、財源は復興交付金として入ってきたものを積み立てますけれども、将来にわたっては他の公共施設にも充当できると、基本的には一般財源化してよろしいかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃収入でございますけれども、それぞれ入居者の収入に応じて家

賃が違うという特性がございまして、なかなか全員100%入居でしかも減免がない場合というのは残念ながら想定をしておりません。想定ができないというか、そういう状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） いや、建設課長、想定できないって、できるんじゃないですか。やはり、そういうコストというか、入ってきて何ぼ残って、そういうものをやるのがあなた方のお仕事でございまして、やっぱりじっくりとそういうものを練っていただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかがございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この条例なにか聞いていると、引き当てみたいなものかなという感じで聞いていたんですが、その引き当ての財源32年度までは来ると。その後32年以降はどういう財源を積み立てていく考えなのか。それから、30年後になると貨幣価値の問題的な話もあったけれども、そう貨幣価値が下がるようであったらば、何も長年積み立てる必要ないのかなと、そのときそのときで単年度ではあれだから、短期的な引き当てみたいのものをやって、それで直していくほうがいいのかなという今感じしたんですが、それから今建物、これからどんどんふえてきて、既存のものもあって、改修改善が集中するというようなことで、財政出動を回避するために、改修改善計画を立てたようですが、今策定しているのかな、それにはこれは充てないという考えなのですか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） まずこの公営住宅の家賃低廉化事業ですけれども、復興交付金として制度の中で入ってまいりますのが32年度ですけれども、この事業は旧来からございまして、入居から20年間継続されるということでございますので、32年以降は国庫補助金としては入ってくると思うんですけれども、補助率の残りの補助裏については震災復興特別交付税で入ってきませんので、その部分については目減りする形になろうかなというふうに思います。

それと、あと30年、20年先の形でも貨幣の価値の形で私お話ししましたけれども、基本は建設費、建設コストの部分でございまして、建築単価が上がってございまして、恐らく30年先には現在の建築費の3倍ぐらいの建築コストがかかるんだろうという形で答弁した内容でございまして。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。



○建設課長（三浦 孝君） 公共施設の管理計画を作成をしています。計画期間は、40年ということでございます。そこで、改修費、更新費用合わせますと年間ならずと10億円ほど必要だという結果になってございます。

それで、建物を新築しますと、約30年後に一定の改修が必要になると。ただ、その間に各種機器の改修も当然入ってきますので、それらを含めておりますので、全てが大規模改造に係る費用ではございません。しかしながら、いろんな小さいものを含めると年間10億円程度の支出が必要になるという結果にはなっております。

それで、建物のRCですと大体60年前後が耐用年数と言われてございます。先ほど総務課長が申したとおり、志津川中学校を例にとれば、ちょうど30年後に建てかえるかどうかと検討しなければならない時期がまいります。その時期とちょうど今建てている建物の大規模改修がちょうど一緒になるという状況でございますので、ここ当面はさほど大きな費用は発生はしないというふうに考えておりますが、30年を過ぎますとどうしても費用がかかってくるという状況でございます。

なお、学校についてはこれまで60年ということでしたが、今70年に耐用年数を引き延ばして、その分にかかる改修をしようということで、たしか文科省のほうから通知が来ているというふうに記憶をしております。そのほかにも歌津中学校も実はございますが、個別のことを言って申しわけないですが、30年前後に大規模改修をして、屋上等の改修、それからサッシの取りかえをしております。ことしで45年を経過しております、新築からですね。一般的な45年程度でもう一度診断をして、残りの15年、どうやって維持をするかという検討をする時期に来てございます。その中で大事なのが、60年に解体をして作り直すのか、70年までもたせるのかという検討が当然必要になってきますので、そういった経費がこれからどんどん残った建物についてはふえていくという状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 貨幣価値の話は今からどうなるのか、これから30年先に逆に下がるかもしれないですね。その辺はわからないんだけど、高くなると想定していれば、それに見合ったような積み立てもしておかなきゃいけないのかなということも思うわけですよ。今聞いたのは、小規模というかこれから財政出動開始のための策にも使って、場合によっては使うんだと、大規模な事業だけじゃなくて、これから余り傷まない前に修理、修繕していくものにも場合によってはこれは充てていくんだということによろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 改修が必要になった際に当然補正予算なり当初予算で対応しなければいけないんですけれども、年度間のどうしても財源調整がきかない場合、もしかするとその折には当然この基金からの繰り入れは想定しなければいけないんですけれども、通常の小破修繕であれば、通年予算で対応できる内容でございますので、基本短期間にわたって取り崩す基金というふうには考えてございませんで、やはり公共施設の長寿命化を図る意味で、年度折々に一定の施設改修が必要な際には取り崩すという内容でございますので、本当に小破修繕に当たっては取り崩すことはないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 建設課長の説明だとこれからどんどんふえていくというような想定をしているようでありますが、そういうことを想定することによって、積み立てをどんどんしていったら、足元の他年度の先ほど1番議員が言ったように、足元のサービスが縮小するようだと、これもまた問題だなと。先のことを考える前に目の前のことを考えるほうが先でしょうから、先のことを考えるのも大事なんですけど、その辺のバランスというか、進め方しっかりと検討しながらやっていっていただきたいと。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。

私も1点だけ伺いたいと思います。前議員皆さん私が聞きたいことを聞いていただいたので、私ビルドの反対のちょっともうできて、皆さん入って喜んでるときになんなんなんですけれども、スクラップのほうについてお聞きしたいと思います。先ほど課長答弁で、公営住宅等60年耐用となっていましたけれども、答弁ありましたが、公営住宅、例えば人口減、いろんな要因で使わなくなる、解体する場合に国からのペナルティーという、何年使えばそれがなくなるのか、1点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、60年というのがこれまでの学校でございまして、公営住宅法ではRCについては70年の耐用年数があると言われておりますので、単純に減価償却していけば、70年前に壊せばある意味補助金の返還ということも十分考えられます。

残存価値あるものをなくすわけですから、その分に係る補助金相当額は、通常は返還義務はございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、耐用年数分の使い続けなければいけないという、そういう答えで

よろしいのでしょうか。一応確認もう一度お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 我々といいますか、町で国から補助金をもらって、各施設を整備するわけですけれども、やむを得ず耐用年数前に解体をするケースもございます。その際は、適化法上は残存価格に補助金相当額を算出して、その分は国庫にお返しをするという手続が必要になってまいります。公営住宅についてもRCについては70年でございますので、50年後に解体をしたということになれば、現在の法律上は残りの残存価格に相当する補助金はお返しすることになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 最後、今回の維持管理の基金は解体にも使えるのかどうかを聞いて、質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 解体費の費用の額にも応じますけれども、数千万円単位、億単位かかるもし経費であれば、取り崩すことも考えなければいけないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第5号 南三陸町地区計画の案の作成手続に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第5号南三陸町地区計画の案の作成手続に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号南三陸町地区計画の案の作成手続に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川都市計画区域内の防集団地における良好な住宅環境の形成に資するために、地区計画の作成に関し、その作成手続について条例で定める必要があることから、都市計画法の規定に基づき、議会の議決を付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） おはようございます。

それでは、議案第5号について細部説明をさせていただきます。

議案書4ページと議案関係参考資料3ページをお開き願います。

まず、議案書4ページの条文でございます。第1条には条例の趣旨を記載してございます。都市計画で定める地区計画を定めたい場合には、その案の提示方法と意見の提出について定めることとなっております。第2条には地区計画の原案の提示方法を、第3条には地区計画の原案に対する意見の提出をそれぞれ定めております。

それでは、地区計画というものについてはどういうものかについて、ご説明をさせていただきます。

議案関係参考資料3ページをごらんください。

地区計画とは、住民と市町村等が連携しながら都市計画区域内の一定の区域においてよりよい住環境や美しい町並みを整備するために地区計画に位置づけてルールを定め、まちづくりを進めていくという方法でございます。

地区計画に定める項目といたしましては、この黄色い丸で囲われているものでございますが、一例でございますが、建物の壁面の位置や、色彩の統一なども設定が可能と。建物の高さの規制であったり、道路や公園の位置を定めたり、屋外広告物の規制ができるというふうになってございます。

議案書4ページのほうに戻りまして、条例の施行についてでございますが、附則で公布の日から施行するものとしてございます。

以上で簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 条文の2条なんですけれども、2条に当該公告の日から2週間公衆の縦覧ということがありますけれども、この2週間で十分なのかということです。

それから、3条にもありますけれども、意見のある方が意見を提出するまでの期間が3週間と定められていますけれども、これはちょっと短すぎるのじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 質問2点いただきました。

まず2条の中で縦覧だけでいいのかという話でございますが、2項のほうに説明会の開催その他必要な措置を講ずるというふうに記載をさせていただいておりますので、縦覧のほかに説明会等必要なものを開催したいというふうに考えてございます。

それと、第3条に縦覧開始から3週間でちょっと短いんじゃないのかという話でございますが、他市町村もこういうような都市計画定める場合には各市町で条例を定めてございまして、ほかの市町村等についても縦覧から3週間程度というふうにほぼなっておりますので、期間については説明会等を開催することから、3週間で大丈夫なのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 説明会等の開催ということですが、なかなか短い期間ですと、その期間に説明会に参加できない方もいらっしゃいますので、その辺の周知、それから意見を受け付ける期間はもう少し長く必要なんじゃないかと思っておりますけれども、もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 周知方法でございますが、説明会その他必要な措置ということでございますので、考えられるものとしては広報等々いろいろございますので、そのような形で適応させていただきまして、意見の聴取でございますが縦覧を開始してから3週間、短いのではないのかという指摘ではございますが、繰り返しになりますが他市町の条例等を参考にしましても、そのような期間というふうになっておることから、適当なのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。5番村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) この地区の計画案ということで今提出されましたんですけれども、今まちづくりも大分進みまして、まちづくりする会議の中ではいろいろと資料のようなことを話し合っただけでまちづくりがなされてきたわけですが、今ここにこういう資料が出てくるということは、順序が逆じゃないかと思いましたが、まちづくりが始まる前に出てくるのが筋じゃないかと思っています、私の勘違いでしたらちょっとなんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長(小原田満男君) 高台の団地整備等につきましては、各団地においてまちづくりのルール等を考えていただきました。その中でいろいろ境界から1メートル離して建物建てましょうねとか、建物の高さ10メートルにしましょうねという住民の中での合意がなされてございます。そういうものを今回この地区計画のほうで考えていきたいというふうに考えてございますので、その地区計画で考える場合にはまず手続の方法をこの条例で定めて、提示の方法であったり、意見の提出方法というものを定めるということでございますので、ある程度まちづくりのルールは決めていただいた中で定めていくのがいいのかなというふうに考えております。

○議長(星 喜美男君) 村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) 最初からこういうものがあれば、いろいろなまちづくりも会議の中で苦労しないで出てきた部分がございます、後から条例がつくられたという、後回しになったのかなど、逆に思ってしまうところがありますけれども、さっきも課長が申しましたように、ルールの中で決められたことはやっぱりしっかりと盛り込んでやっていただきたいと思っています。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番(今野雄紀君) 私も同じような質問というか、確認させていただきたいんですけれども、この計画には美しい町並みをつくと、そういうことがうたわれていますけれども、先ほど前議員言ったように、今ごろとか美しい町並みというのは、例えばどういった感じかと、私家建てていないのであれなんですけれども、こういった議会でも以前も質問したように、例えば屋根の色だけ統一するとか、あとはこれにもあるようにもう少し進んで、外の壁の色だけでも統一するとか、そういったことが美しい町並みになるんじゃないかという、そういう質問をした経緯もあるんですけれども、私も同じように今この段階になってきて、地区計画となった場合には、やはり今ごろという感が私は否めないんですけれども、なぜ今ごろ出

てきたのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

それで、もう1点、もしこの条例が制定された場合に、これから美しい町並みにすると、今の町並みがとてつもなく汚い、汚いという表現は失礼なんですけれども、実際ごちゃごちゃというか、私は陰口というか、陰のほうで皆さん家を建てる人たちは、もう6年も待って今建てているわけですから、建てる方たちの思いが全部集約されて建っているわけなので、こういったことは余り言いたくないんですけれども、将来的なことを考えると、やはり町並みというのは大切なもので、まるで今だとおもちゃ箱をひっくり返したような感じでいろんな家が建っていますので、そういったところの思いから、もし今後こういった条例ができて、その地区で何らかの形で町並みを統一したいとなった場合には、町で何らかの補助というかあれがなされるのか、そういったことまで検討できるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 大きく質問2点だったと思います。

まず、なぜ今の段階でこの条例を定めるのかということでございます。団地をつくっている段階から、高台の検討会というものを開催しております。その中でまちづくりはこのようにつくりたいねということで、住民の方に討議をしていただきました。そのような討議していただいた中身を今ある程度守っていただいて、住宅等々を建てていただいておりますが、将来的にそのルールが守られない場合もございます。あくまで検討会のルールという中での話でございますので、その話し合っていた内容を改めて地区計画という形で都市計画法の中で定めていきたいということで考えておりますので、まず前段としまして定める前にその手続方法を定めるための条例を制定したいというふうなものでございます。

それと、今後屋根であったり、壁の統一等をしたいという形でなればという話でございますが、その前に団地造成している段階から、住民の方には十何回ほど検討会開催して、ルール等をご議論いただいておりますので、まずはその内容を地区計画に定めていきたいなというふうに考えてございます。その後、住民の方で壁面であったり、屋根の色の統一を図りたいのではという話があれば、そのときの議論になるのかなというふうに考えてございますので、今現在考えておりますのは、これまで検討いただいた中でのまちづくりのルールを地区計画で定めたいというふうに考えております。（「補助金は」の声あり）

済みません、補助金等を考えているのかということでございますが、今の段階ではそのような議論、統一をしたいというふうな話もございませんので、そのような議論はしておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりました。そこで、最後1点だけ伺いたいんですけれども、地区の方たちと話し合いをするときに、私はこういった条例ができるというんでしたら、やはり町のほうでも一步踏み込んで景観法に準ずるような、先ほど言ったような何らかの統一というんですか、そういったのを一步踏み込んで話し合いに応じてもよかったんじゃないかと思うんですが、そういった感じでの話し合いになったのかどうかだけ伺って、終わります。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まちづくり検討会十何回開催してございまして、その都度議題がいろいろございました。その中でやっぱり擁壁、家の周りの擁壁をどうするかとか、擁壁統一するかとか、生け垣にするかとか、いろいろ議論ありました。その中で、今決定しているルールについては、緑を多く使った生け垣等を使いましょうということで、これは使いましょうですので、しなさいという形にはなってございません。そのようなまちづくりルールになってございます。ただし、建物の高さを10メートルにするとか、境界から1メートル下がって建物の壁面を建てるというようなこともルールづくりになってございます。このようなルールは、建築基準法なんかでいいますと境界から50センチ離れれば壁面建てられるというふうになってございますが、このまちづくりルールでは1メートル、そういうふうになってございますので、いろいろな議論をしていただいた中での決定されたルールということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ちょっと質問私悪かったのかどうかわからないんですけれども、話し合いをするときに、町のほうで美しい町並みになるというか、例えば京都の町屋みたいな感じとか、いろんなあれがあるんでしょうけれども、そういった趣の、今の答弁ですと、実際住むことに対していろんなトラブルが起きないかのような、そういったルールみたいな答弁だったので、私はこの地区の計画として、美しい町並みになるように町のほうでも何らかの形でリーダーシップではないんですけれども、あれをしたのかどうかと、その1点だけ確認したかったので、そのところの答弁だけお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） いろんな議論をしている中で、そういう統一もありますよという話はさせていただいておりますので、その討論というか、提供させていただきましたが、決まったルールとしましては、先ほど話したようなルールになって、壁面を統一す



るとか、屋根の色を統一するとかそういう形にはならなかったということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、条例新たに制定するということですが、都市計画法に基づく地区計画とありますので、都市計画の範囲内に関係する条例だと思うんですね。その南三陸町内で都市計画が適応される範囲で、そこで新たに団地が形成される場所というところから、一体どこの団地を具体的に指しているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、地区計画の案の作成手続に関する条例ですので、今後というか、今まで話し合いがあったことも含めてですが、住民の方々がやはり例えばこの団地は高さを統一しようとか、景観に配慮したまちづくりをしようということを出したとか、いうことが決まったときに団地のことですから団地で決めればいいんですけども、実際に都市計画法以外のところはそのようになっていると私も解釈しているんですが、ただ都市計画法の範囲内だと条例で改めて制定しなければいけないので、その手続を整備するという内容だと思っているんですが、具体的にでは都市計画の範囲内の団地の皆さんがそういうふうなルールを、例えば壁の色をこうしようとか、具体的に言い出しているのかどうか、そこについてお伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 大きく2点の質問でございます。

議員おっしゃるとおり、都市計画の区域内の話でございますが、都市計画内の団地については、今回新たに整備したところが志津川東、志津川中央、志津川西の3団地でございます。それで、この3団地につきましては、高台の団地検討会というものをずっと開催してございまして、十何回開催してございまして、その中でルールを定めていただいております。建物の高さを10メートルにしましょうねとか、そういう形でルールを設定していただいております。壁の色等については定めておりませんが、高さ10メートルであったり、壁面の位置は境

界から1メートル離れたところで壁面を建てましょうというような形で、独自のルールを決定していただいております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。志津川3団地が範囲内ということですがけれども、志津川3団地の高台においてもそのルールの検討は行われていて、それはだから住民の皆さんが決めたことということですね。それを都市計画の範囲内なのでいろいろ面倒な手続がありますということなので、今後整備していくということのようです。わかりました。

志津川3団地の話ですので、都市計画で定められているこういう住宅地にしてください、第1層何とかといろいろありますよね。それを具体的にどういう網がかかる予定なのか、お知らせください。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 志津川地区内の用途地域ということでございます。これまで団地、志津川東、中央、西と整備してございましたが、これまでの用途地域というものとは定まっておりました。白地でございました。今現在考えておる用途地域につきましては、第1種住居地域というものを定めようというふうに考えております。その第1種住居地域というものにつきましては、建物の高さが20メートルであったり、建築基準法で言えば、壁面の位置は0.5メートル境界からということでございますので、今高台の検討会のルールで定めていただいたルールにつきましては、用途地域が20メートルでございますが、それを10メートルまでという制限をかけようというルールになってございますので、決めていただいたルールを用途地域かけた中でその地区については、この地区は高さが10メートルまでですとか、そういうルールを地区計画で定めていきたいというふうに考えているものでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 間違っていたら言ってほしいんですけども、新たに都市計画の用途地域として指定しようとしているものは、現状のルールよりも緩いということですね。であればもう1点だけ、高台の検討会と住民の皆さんがお話ししている中で、その制限ではきつ過ぎると、もっと例えばお店をやったりとか、3階建て、4階建ての建物を建てたいという意見はどれぐらいあったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 検討会の中で住宅兼用で店舗をしたいというような方

もございました。従来の説明の中では住宅兼の店舗の面積については50平米というふうにしてございましたが、その中でこの地域だけはその50平米ではなくて、150平米までというような形でのルールづくりも意見を聞いて、そういうふうにしております。

それと、高台東、中央、西につきましては、災害公営住宅も建っております。その災害公営住宅も第1種住居地域を念頭に高さ20メートル以内で建っておりますので、用途地域で定める高さ制限内におさまっているということでございます。住宅については、3階、4階という話もございました。その中で、住居につきましては高さ10メートルということでルールが決定されておりますことから、4階とかというふうになると10メートル超えてしまうような形になってしまいますので、そこは自分たちで決めたルールでございますので、10メートルを守る範囲でということで建物を建てておるようでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第6号 南三陸町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第6号南三陸町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号南三陸町いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、南三陸町いじめ問題対策連絡協議会及び南三陸町いじめ問題防止対策調査委員会

を新たに設置するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、議案第6号南三陸町いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書では6ページから8ページ、議案関係参考資料では2冊のうちの1の4ページから6ページに記載してございます。

まず、議案関係参考資料2冊のうちの1の4ページをごらんいただきたいと思います。

南三陸町いじめ問題対策連絡協議会等条例の概要についてということで記載してございます。本条例につきましては、1番目でございます条例制定の趣旨、経緯にございますとおり、いじめ問題対策推進法、平成25年6月に公布されておりますけれども、これが公布されたということに伴いまして、本町におけるいじめ問題に係る対応を積極的に推進する体制づくりのため、条例に基づきまして、南三陸町いじめ問題対策連絡協議会及び南三陸町いじめ問題防止対策調査委員会の2つの組織を設置しようとするものでございます。

続きまして、その下にございますいじめ問題対策推進法によって設けられてございます組織についてですけれども、表にございますけれども、いじめ問題対策連絡協議会に、これについてはいじめ防止に係る団体が連携を図ることによりまして、目的、連携を図ることを目的に設置されるものでございまして、関係団体が連絡を密にしながら、町ぐるみでいじめ防止に取り組んでいくための組織ということになります。

続いて、表の次の段にございます教育委員会の附属機関ということがございます。こちらについては、いじめ防止に係る具体の対策について審議するための組織となります。さらに、ページ進んでいただきまして、5ページになりますけれども、ここに重大事態発生時ということがございます。この重大事態発生時に学校または学校の設置者の置く調査組織ということで教育委員会の下に置かれ、具体的に発生しました重大事態の調査を担う組織がございます。本条例では、この2つの組織を教育委員会の附属機関として置かれる組織、そして重大事態発生時に調査を行う組織、これを合わせる形で条例の第3章にございます南三陸町いじめ問題防止対策調査委員会ということで設けようとしておるということでございます。

なお、ただいま説明の中で申し上げました重大事態発生時と申しますのは、いじめによりまして児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じたおそれがあるとき、またはい

じめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときということでございます。

次に、組織の内容についてでございますけれども、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、委員10名以内、構成については学校、町、教育委員会、県の児童相談所等ごらんのとおりの構成でございまして、町の非常勤特別職として位置づけるものでございます。

ページを進んでいただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

同じくいじめ問題防止対策調査委員会でございますけれども、こちらにつきましては、委員10名以内、構成は教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識や経験を有する者ということにしております。したがって、町の非常勤特別職としての位置づけは同じでございますが、その報酬において弁護士等には一定の増額をしておるところでございます。

最後に、議案書に戻っていただきまして、議案書8ページをごらんいただきたいと思います。

議案書8ページでございます条例案の附則でございます。ただいま申し上げました非常勤特別職への位置づけの関係で、南三陸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

いじめ対策ということですが、今現在特に震災後に町内のいじめについての状況はどのようなになっているのでしょうか。よく言われていますけれども、震災によるストレスによるいじめが発生しているというニュースもありますけれども、その辺の状況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） ただいまいじめの動向ということでご質問ございましたので、ご説明いたします。

28年度におきましては、町内の小中学校合わせまして、29件のいじめを認知してございます。これにつきましては、いずれも学校からの報告ということでございますけれども、学校、それから児童生徒保護者の協力と理解によりまして解決を見ているというものでございます。また、これとは別に今解決に向けて相談中の事案が1件あるということも伺っております。

それからあと、震災以後の動向ということで申し上げますと、町内の小中学校で見ますと、昨年27年が6件でございまして、26年が30件ということでございました。各年によってばらつきがあるということでもありますけれども、県全体で見ますと小学校ではやや増加、中学校ではやや減少という動向のようでございます。件数がふえたり、減ったりということではあるんですが、昨今国を挙げてということでもありますけれども、いじめについては積極的に認知をして積極的に解決しなさいというふうな中で、これは我々も校長先生方をお願いをしておるところでございますので、些細なこととしないで、きちんといじめと認識して解決に向けるということでございます。

それから、震災のストレスによるものとはということですが、報告上がってくる中を見る限りにおいては、そういったものはないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いじめの調査委員会が設けられるということでございますけれども、先ほどの説明ですと、主に学校、教育委員会関係で、対象は児童になるのかと思いますけれども、条文を見ますと特に限定はされていないので、この調査対象になる被害者、あるいは加害者、特に例えば最近よく言われます職場でのパワハラとか、ヘイトスピーチがこの対象になるのかどうかだけお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、ただいまのご質問でございます対象はということなんですけれども、条例の冒頭にもございまして、こちらの法律につきましては、いじめ防止対策推進法がもとになってございます。こちらのいじめ防止対策推進法では、冒頭におきましてこのいじめを受けた児童等の教育を受ける権利が著しく損害されることのないようにというふうなことで書かれておりますので、したがって対象については児童生徒ということになるのかなというふうに理解するものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

2点ほどお伺いいたします。

まず1点目なんですけれども、ただいまいじめに遭っている方29名とお伺いしました。それと、委員会の調査のとき、登校拒否問題がありました。その中では大体10人ぐらいということをお示しなされましたけれども、それとこの29名のいじめの関係はリンクしているのか、別問題なのか、その辺をお伺いします。

それから、この組織の中で連絡協議会のほうは教育委員会さんのほうでなさるようなんですけれども、この重大な事態発生時は地方公共団体の長ということで、また防止対策調査委員会に変わるわけなんですけれども、重大事態発生時ということは、学校もしくは教育委員会からの連絡で首長のほうに申し出があるものなのか、またそれぞれ別個で対応するのかということですね。

それから、もう1点済みません。防止対策調査委員会の中に弁護士等とありますけれども、この弁護士さんは誰かに委嘱を最初からしておくのか、それとも弁護士協会のほうに委ねておくのか、その辺、3点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 第1点目につきましては、説明が不足してございました。29件と申しましたのは、今年度全ての部分ですので、従前委員会等で10名というちょっとどの場面でお話したのか、私も覚えていないんですけれども、不登校はその29件には入ってございませんので、不登校とはまた別な数字ということでご理解いただければと思います。

それから、学校から重大事態という部分について、これは端的に言えば誰が認めるんだというふうなことだと思います。これについては、おっしゃるとおり、学校長あるいは教育委員会がその状態にあるというふうに判断した場合には、それがそうなるというふうなことです。

それから、あと3点目の弁護士等についてはあらかじめ委嘱しておくのかということですが、弁護士等に限らず、これら委員については人選を進めました上で、あらかじめといいますか、委嘱をしていくというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明ではわかりましたけれども、登校拒否と今年度29名のいじめということが別だという関係上、ほっとしている面もあるんですけれども、段々いじめを放っておくと、やはり登校拒否まで発展していく可能性が大となるわけです。そうした中で、こういう条例が出るということは大変要因を少なくしていく要因にもなるのかなと思います。先ほどの弁護士等の防止調査委員会委員の人たちなんですけれども、もう一つだけお伺いしたいんですけれども、何人か、10人以内となっていますけれども、何人か委嘱しておいてその都度今回はこの関係のだから2人とか、3人とかしていくのか、10人委嘱した人が全部出席されて調査するのか、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 会議の際の対応ということになるかと思いますが。会議については中にございますとおり、各方面からの分析といいますか、調査が必要でございますので、事案が発生した場合については全ての委員さんにご連絡をして、寄っていただくということを想定してございます。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） このいじめ問題が騒がれまして、何十年になりますかね、いろいろ対策はいろんなところで講じられてきたんですが、いまだにまだこの問題大分危険なところまで進んでいるというような世の中、社会であります。

このいじめですね、若年化しているようでありますね。小学校あたりでもふえているようですが、いじめ、今回の条例の組織はいじめを防止するものと、それからいじめが起きたときに対処するものとそういう解釈をしているんですが、いじめという判定、判断、確認といいますか、そういう流れといいますか、いじめに遭いましたと対応しますという判断をするまでの経緯を今までどうなっていたんだか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） いじめの判断する経緯ということでございます。説明の中でも若干申し上げたんですけれども、いじめについては本人が、いじめるほうは何気なしにやったことでも、やられたほうはいじめだというふうに思えば、その時点でいじめだというのが今の考え方の主流といいますか、そのように言われております。ですので、生徒の訴え等々が主になります。あるいは、周りで見ている子供があればいじめかなと思った段階で、それはいじめだと認識しなさいというふうに学校には伝わっておりますし、学校もそのように認識しておりますので、それに基づいてそういう訴え、あるいはそういう情報があれば即座に対応するということです。

なお、それによって特に重大事態発生というふうなことへの捉えについては、先ほど申し上げました児童生徒の生命財産、こういったものに影響がある、あるいはそれによって学校へ足が遠のくというふうなことが認識されたというふうなところで、学校長から積極的に認識しなさいということにしておるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今の話ですと、以前よりは相当前に進んだというか、判断が来ているようではありますが、これはがんと同じで早期発見ですよ。早期発見が重大な事態にならない、要は防止の組織がいじめ問題の防止の組織が活発に動かないと、早期発見に至らないのかな



と、そういう感じがします。

ですから、今命にまで発展する事例が結構世の中にありますから、そういうことを常に念頭に置きまして、緊張感なくさず早期発見に努めていただきたい。何年か前に若干携わったこともあるんですが、当時は生徒と直接関わる先生方が何か隠す傾向にあったんですよね。これが相当騒がれてきて今のような状態になっているんだと思いますが、まだそういう傾向も聞くことがありますので、その辺あたり教師の管理といいますか、教育長初め、この教育委員会の町長も今度入っているんですからね。その辺あたり十分に目を光らせて、対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いじめとか、パワハラとか、セクハラというものの定義というんですかね、誰がそれを認めるのか、どういう事態がそういう言葉に当てはまるのかというようなことで、課長からのお話を聞きますと、やったほうは何気なしにそのつもりではなくても、本人がそう感じた場合にはそうなるんだと、これも先ほど言ったパワハラ、あるいはセクハラ、皆同じような感じになるのかなと。

そこで、この発覚というんですかね、本人からの訴え、それから周りからの訴えといいますか、判断、周りというのは受けた生徒の周りの生徒なのか、あるいは教員なのか、学校長にだけ指導して果たしていいものなのかなんですよね。ですから、教員の方々にも積極的にそういう事案が見受けられた場合には、届け出なさいと。その指導教育、それに関しての、先生方に対する。それから、生徒に対してもそういうことが見受けられたら、先生に直ちに報告しなさいとか、そういった指導などもどうなるのか。ただ、協議会、委員会もって連絡協議会ですか、その辺でいろいろと協議もしていくだろうけれども、これ条例ですから、条例をつくるまでのきょうまでどのような話し合いがなされてきたのか。

それから、25年の6月28日に公布されたということで、今条例化するのはなぜ今なのかということなんですよ。26年度には30件もあったのにもかかわらず、29件の28年度に制定するという、その間は何か問題がなくて制定しなかったのか、その辺の事務手続上になるかもしれませんけれども、その辺の理由はどうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） まず教員等々への指導はどうなっているんだというふうなところでございます。まず、各学校には各学校において、いじめ問題に対する内部組織がございまして。そこできちんと指導なりがあるということと、それからあとほぼ毎月なんですけれど

も、町内の校長先生方に集まっていたいで、校長会議をもってございます。その際、ほぼ毎回ですが、教育長からこの件に関して本当に毎回ですけれども、訓示をしておるところです。あとはよくほかの先生方にも伝えなさいということで、指導をしておるところでございます。

それから、条例化が現時点になったということに対して、なぜなのかということでございます。ご指摘のとおりでございます。法律が施行されまして、今まで設置がおくれてしまいました。震災等々の多忙があったというふうなことにもなるんですけれども、それにつけてもこの時点になったということにつきましては、この場で陳謝したいと思います。どうも申しわけございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第7号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第8号 南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第7号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第8号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。

以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第7号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について及び議案第8号南三陸町総合支所設置条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2議案は、効率的な組織運営、及び効果的な施策展開等を図るため、本庁及び歌津総合支所の組織体制を見直したいことから、南三陸町行政組織条例及び南三陸町総合支所設置条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、2議案につきまして、細部説明をさせていただきます。

参考資料につきましては、7ページから12ページの組織図までをごらんいただきたいと思います。

初めに、今回の組織改正に当たっての基本的な考え方について改めてお話をさせていただきますが、復興事業のうち最優先で取り組んでまいりました住宅再建が28年度で終了するということは大変大きな転換でございます。道路、区画整理、公園、漁集、漁港等今後も工事が続きますけれども、引き続き高台に移った方々の生活をしっかり支えていくための施策と、いわゆるハードからソフトに転換するために、対応する組織につくりかえるというところでございます。

7ページの新旧対照表、第2条関係でございますけれども、産業振興課を農林水産課と商工観光課に分けるものでございます。住宅再建の次はやはり産業振興が中心になるというふうにご捉えておりますことから、非常に裾野の広い分野を深く担っていくという必要があることから、専門的、集中的に取り組んでまいります。

次に、復興事業推進課を廃止し、同様に市街地整備課の名称を改め、新たに復興推進課を設置いたします。前段のとおり復興事業推進課が担ってまいりました住宅再建事業が終了し、引き続き市街地整備課が担当する低地部のまちづくり事業を確実に進めていくというところでございます。

次に、3条の関係につきましては、課の改変に伴います事務分掌それから9ページ、10ページにつきましては、それぞれの課が所管している審議会事務局の設置についての改正でございます。

以上が、本条の部分でございます。

次に、議案の8号総合支所の条例改正であります。11ページの新旧対照表にあるとおり、現在2つある課を廃止するものでございます。歌津地区の行政サービスを提供する機能を最大限発揮するために、地域の細かなニーズに的確に対応できるわかりやすい身軽な組織に改編をするというものでございます。

新しい組織では、支所長を柱とした2つの系の体制となりますが、公民館と保健検診機能が合築をするということで、より効率的かつ機動的な体制をとってまいりたいと考えてございます。

以上、細部説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

課の再編成ということで、産業振興課が農林水産課と商工観光課になると、そしてその後は復興事業推進課と復興市街地整備課がなくなって、復興推進課となるということ、これは了解です。

次に、支所なんですけれども、支所については地域生活課と町民福祉課今まであったものが廃止になると。そうした場合、この3条が抜けて4条が繰り上がるということなんですけれども、この課がなくなるということは、課以外、この2課以外の仕事も支所では行うという解釈でいいのか。その辺もう少し具体的にお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現状なんですけど、2つの課、地域生活課、それから町民福祉課、それぞれの課の下に係がございます。今回この課をなくしまして、支所長の1本の指揮命令下

の中で2つの係の体制で行うということで、課がなくなるから現状行われている業務事務がなくなるということではなくて、現在も規則の中でその係ごとに所掌事務というのが決められておりますので、所掌の事務まで変わるということではなくて、あくまで係体制にするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 以前から支所機能は、私前にも話しましたがけれども、歌津地区の人たちは漁業をしている人が多いので、長靴でそのまま働いていた格好そのまま来たりします。そうしたときやっぱり本庁に行かないとだめですということが往々にしてあって、町民からは何で支所で完結できないのかというような苦情も聞かれておりました。そうした観点から、ある程度の仕事が支所で完結できるようなそういう体制にして、今後なっていくのか、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 震災という大きな出来事によって支所も二度、三度と場所が変わったという経緯は経緯としても、現状でも実は本庁と同じというわけにはいきませんが、通常地域の方々が必要としているサービス部門につきましては、対応できることになっております。ただ、これは本庁に行ってくださいとかそういう個々の事案につきましては、私も詳細まで存じ上げておりませんが、少なくとも現在はそういうサービス体制をとれるというつくり込みになってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 先ほどの説明で、公民館も一緒ということなんですけれども、公民館長という位置づけがなくて、支所長1本の管理の中に入っているのかどうか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 平たく申しますと、あの建物全体の管理責任者という観点からすれば、総合支所長がその責任者と、その中に公民館がちょっと表現がどうか、間借りをして入るといような意味合いでお考えをいただければと。総合支所をつくるために使った財源、いろいろ災害復旧等々ありますので、そういうルールにのっとって、支所の中のこれくらいの面積は公民館、あるいはこれくらいの面積は検診室に使うというように使い分けになっておりますので、基本的に管理者というのは支所長と、そして公民館長は別途どういう、私は発令のほうわかりませんが、公民館長がつくということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 2 点ですかね、お伺いします。

復興事業推進課と復興市街地整備課、先ほどのご説明ですと、復興事業推進課は廃止というお話だったかなと思います。ちょっと確認したいんですが、2 課が 1 つにまとまるという考えなのか、復興事業はある程度めどがついたので、その業務は別の課の別の部署が引き継ぐということなのか、町民の皆さんが何か今までは復興事業推進課に行っていたものが、今度どこに行けばいいのだろうかということがわからなくならないように、お知らせいただきたいなと思いますのがまず 1 点。

それから、以前からといいますか、行政組織の改編は外からやいのやいの言うことでもないのかなと思いますが、縦割りの行政組織というものの弊害であるとか、やはりわかりづらい、たらい回しにされるというようなことは以前から言われております。そういう意味で機動力のある部署といいますか、小回りがきくところというのもあったほうがいいのではないかなというふうに外から見ていると思います。

そういう意味で、復興事業がある程度まとまってめどがついてきたというのであれば、今後は地方創生ですとか、官民連携、民間のノウハウを取り入れていくということが重要になってくるのではないかなと思います。そういう意味で 1 つの提案というか、こういうことが可能なかどうかわかりませんが、推進室がありますね。これを 1 つ独立させるとか、そういうことが考えられないのかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず復興事業推進課と市街地整備課を合わせた。組織づくりを検討する中で、これは町長も含めて復興事業というそもそもの今町民が最も頼りにしてきたこの組織を集約して、本当に大丈夫かというところからまず議論が始まりました。それぞれの担当課長に何度も確認をした上での新しい復興推進課と。復興推進という言葉が残ることで、被災者にとっては引き続きあの課に行けば大概の用は足せるんだろかなというような組織のつくり方とさせていただきます。復興事業推進課を廃止をするという考え方につきましては、やはり住宅再建という大変大きなミッションが終わったと、引き続き残務整理、あるいは設計図書の整理そういったものはございますけれども、そちらを新しい復興推進課の中に入れて、引き続き業務を続けていくと。復興市街地整備課の名称を変えるということについては、冒頭申し上げましたように、低地部の市街地の復興事業がまだ残っているということから、それでは復興市街地整備課を復興推進課という母体に改めて、そこに復興事業推進課

が残務として残っている部分を取り込んで効率的にやってまいりたいというところの考え方でございます。

2つ目のあると便利だろうなというようなところで、これは震災の前からもよくすぐやる課とか、いろいろな自治体さんでネーミングをつけてやってきたという経緯がありますので、うちはあと4年間復興期間がありますので、そういう状況で日常の行財政運営に戻ったころにもしかしたらそのような新しい便利な利便の高い組織づくりをつくるということは、十分可能かなと思っておりますが、現時点ではすぐそういう組織づくりを検討するというところではございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 住宅再建一定のめどがついたということですが、これからも3月31日に全ての方の家がばしっと建つわけではありませんので、業務の引き継ぎというものが当然あると思うんですけれども、例えば住宅再建に関するところは引き続き復興推進課に行けばいいということでしょうか。町民の皆さんは、例えば公営住宅、災害公営住宅に関しても復興事業推進課とか、復興関係に行く方もいらっしゃるのかなと思います。実際建設課のほうで完成した分に関しては、所管しているんだろうと思いますが、そういったお知らせをこまめにしていくべきなのかなと思いますが、その辺はいかがお考えかということをお伺いします。

1つ独立した部署ということが復興事業がやはりもう少しおさまるまでは、検討できない、するのはまだ早いかなということのようなんですけれども、実際に推進室はあって、そこを企画課の中にとということだと思んですが、活動されています。その機能を現状の組織のままで強化していくとか、または企画課の外に出すとかいうことは復興事業が幾ら忙しかろうが、同時に重要な部分だろうと思いますので、検討の余地はあるんじゃないかなと思いますが、そこはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 後段の推進室の関係は、当然これからそういう時代に入ってきますので、外に出すなり、あるいは企画課内においてバージョンアップをするなりという状況の変化に応じた組織づくりというのは求められるかなと。ただ、この2年につきましては人口ビジョンや総合戦略という基本的な準備期間に位置づけられるということから、現体制になっていると思っておりますので、今推進室のバージョンアップについてはいろいろ考える可能性は高いと思います。

それから、住宅再建に必要な相談支援の業務につきましても、これは保健福祉課の被災者支援係というところに集約をしていきたいと。仮設住宅にお住まいの方含めて、被災者のバックアップ体制、ソフト部分についてはそちらのほうに全部まとめようということでございます。

それから、災害公営住宅という非常に大きな財産を抱えて、その中に入居をされている町民の方を守っていかなければいけないという大きな仕事もあるんですけれども、これにつきましては、建設課とも何度か協議をし、年度内に全て完成をし、ほぼほぼの方々が入居をされるということから、これからは入った方々のケアと維持管理というところなものですから、現行の建設課の住宅の係でしっかりやっていけるというふうなことでございます。

なお、新しい組織改編に伴う各種窓口の変更につきましては、広報紙、ホームページを通じてわかりやすくお伝えをしたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

産業振興課が2つに分かれるということですが、これまで産業振興課が果たしてきた役割、それからこれからまちづくりをしていく上での役割は大きいと思います。そういう中で課長さん随分お忙しいようだなというのは見受けられました。今回分けられるわけなんですけれども、先ほどもありました縦割り、2つにわけることで縦割りの弊害のようなのは起きてこないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大なり小なり、縦割りというのはどこの組織にも必ずあるものです。それは、組織の内部の話であって住民の側に立てば、課がどうの、係がどうのということではなくて、ちゃんと迅速に丁寧に来てくれればそれでいい、そういう内部の体制に思っております。

今回、産業振興課を2つに分けたという趣旨につきましては、ご理解はいただけると思いますが、反面これから職員数が減っていく中で課の数をふやすということは、逆行するんだらうというようなこともございましたが、言いかえれば、これから産業振興という分野が非常に大きな、大切な部署になるということなので、2つの課でしっかりとこの目的を達成していかなければならないという町民に対する責任を負うということにもなると思いますので、2つになるから楽になるということではなくて、もっと引き締めていかなければならないというようにも言いかえられると思います。



そういったことで、縦割りということではなくて、2課が連携をしてしっかりやっていくということに尽きるんだろうとっております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。ございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私以前からこの町の主幹産業、水産だということを何度も話させていただいているわけで、水産課というような今度は名称に変わるわけなんです、それに伴ってその専門分野といいますか、推進室というような方向で何度か発言させてもらった経緯もあるので、農林水産、山、農、山、山林ですね、水産、これも大変な作業じゃないかなと思うんですよね。係が分かれていますけれども、その課長になられる方というのは私大変だと思うんです。両方をわかっていなきやいけないからね。3つとも。農業、林業、水産業。非常に水産業というのは難しいもので、簡単にただ課長がいれば良いという問題じゃないんですね。この町の第1番目の産業ですから、水産というのは。そういう観点から課長さんが1人でも、でなければ専門的な推進するような、振興だけでは足りないと思うんです。そういった専門分野の担当する部署があってもいいのかなというような思いで今質問しているんですけれどもね、その辺いかがな考えなのか。

それから、先ほど同僚議員言いましたように、総合支所の関係です。課がなくなっても、係がそのままにいるからというようなお話ですけれども、もっともっと係をふやすことができないのかということなんです。わざわざ本所まで来なくても、支所で用が足せるようなそういったことも考えてもらわないと困る。先ほど同僚議員ね、海の方々長靴履いて、用を足せるべと思ったんだけど、ここでだめだと、本所に行かないとだめだと。そうすると、今度は革靴に履きかえなくちゃいけない、町に来るものだから。お母さんたちだって大変ですよ。海から行って用足すべと思ったら、本所に、志津川の町に来なくちゃいけない。化粧のし直しからしなくちゃいけない。エプロン外して。無駄な経費、時間。それが住民サービスになるかということ。ならない。そういう関係から、やはりどんなことを100%、本所と同じようにするとまではいかななくても、支所で役目が果たされるような仕組みをとってもらわないと、非常にまずいんじゃないかなということでもあります。それから、しゃべっているうちに大事な質問を忘れてしまったから、まずもって答弁をいただいて思い出します。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 水産業という基幹産業の部分について特命の推進室というようなご提案なんですけれども、今回はまず課を2つに分けるという時点で、実は余り課をふやして

どうするんだという考え方も半分ぐらいあったんですけども、あえて農林水産、それから商工観光というふうに分けさせていただいた経緯があるんですね。さらに、水産専門ということになりますと、スタッフ体制も含めて、ちょっと検討しなければいけないところもありますので、この部分についてはやりながらいろいろ状況を考えながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、支所の係をふやせば地域の住民サービスがもっと利便向上するんじゃないかということなんですが、現行の係の体制でも、それぞれの係ごとに所掌する業務分野が規則で定まっております。総務、危機管理、それから産業振興かな、そちらの部分を町民生活課、それから福祉課のほうは町民税務課の窓口部分、あるいは保健福祉課の福祉健康部分というふうに、必要な事務をとれるというつくりになっています。ただ、先ほど来申し上げまして、復興の関係でなかなか職員の数も確保できないというような事情もあったかと思えます。そこは、新しい支所という建物ができるわけですので、これからは職員の体制面も含めて、サービス業務にしっかり当たっていくということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この再編をして、当面の間はこれでやっていくのでしょうかから、やっていく中でいろいろとまたさらに変更などもあるでしょう。今私言ったようなことを頭に置いてもらって、今後検討していただきたいなというふうに思います。

それから、本所に用事があって電話するんですよ。46の2600番。どこにつながるかわからないんですね。担当係というのか、受付通すわけでないものだからね。何々課の課長さん、あるいは係の方ということをお願いすると、ちょっとお待ちくださいと。以前も私この話したかと思うんですが、かなりの時間待たせられるんですよ。かなりの時間。これは、新しくなった場合に、電話の回線、あるいは1つのボタンをぴっと押すとそのところにぴっといくようになるんですかね。10秒か、15秒ぐらいでつながるようなシステムになっているんですかね。今まで何分も待たせられて、待たせるほうはいいけれども、待つほうは大変だ。町長、そういう経験ないですか。ないかな、町長だからな。一般住民は非常に困っていますよ。やっと出たかと思うと、お待ちください、今係にかかります。さあ、それからまた何分だ。課長さんたちもよそに出て、試してごらんなさい。私の言っていることがうそか本当か。大変な時間待つんですから。その辺の新しい庁舎に、できればなる前に変えてほしいんですが。原因は何なんですか。原因は。機械の操作の関係なんですか。多分そうではないと思うんですよ。配線の関係とか、今アナログじゃないんだ。光何だか、ファイバーとか何とかという

ことで、ぱぱぱっとすぐできるような趣旨になっていると思うのだが、なぜいつまでたっても同じなのか、この役場内は。わかるんですか、どうして遅いか。それ直りますかね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 三浦議員篤とご承知の上で苦言を呈するという意味だと思んですが、いずれ電話は役場は各課でその日に当番をとってございます。派遣職員の方が電話を受けたりすれば、なかなかわからない、どこにつないだらいいかわからないと、つなぎのところで手間取っているというところもあるかと思えます。電話がつながるといのは、スピードは早い、間違いなくつながるんですが、人を探すという部分で時間がかかっているために、お客様を待たせているということになりますので、新しい役場庁舎ができたからといって、その目的の係長のところに瞬間につながるといメカニズムにはならないかと思えますけれども、いずれそういう部分は町民サービスの基本中の基本、サービスの基本ということになりますので、しっかりとそういう体制をもって新しい庁舎のほうで職員が迅速に電話をつなげるように、いろいろ検討していきたいとこのように思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。私も2点ほど伺いたいと思います。

先ほどの課長の説明で、本所のほうは力を入れるので、課を2つに分けたというそういう説明ありました。そして、それに対して、支所のほうでは課が2つなくなるというそういうことからすると、何かちょっと残念な思いというかするものですが、そこでお伺いしたいのは、今までの業務内容と変更等はあるのか、多くなる、少なくなる、扱う。そして、課がなくなるということは、支所長との直の扱いになるので、例えばいろんな先ほど説明あった総務、危機管理、産業振興そのほか全部福祉関係の仕事に対する責任の決裁というか、そういったものは大丈夫なのか、1点伺いたいと思います。

あと、もう1点は、この議案書にはなかったんですけども、参考資料の12ページに赤字で、子育て支援係という、これは子ども家庭係からの多分変更かと思うんですけども、この変更の際して、町長いつも言っているような子育て支援に力を入れて、年間1億円使っているというそういう答弁もある中で、この子育て支援係の業務内容というか、ふえていくのか、それとも予算的にもふえるのかどうか、簡単にでよろしいですので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先に子育て支援係の規則で係の名前を変えることになりますので、議会案件ではないのですが、これまでも子育て施策には重点的に取り組んでまいりましたの

で、昨今の社会的背景から、子供という領域だけではなくて、町全体で子育てにかかわっていきましようというような観点から、町の意識、全体そのものを高めようということから、子育て支援というもう少し広い意味で係の名前を変えたというところでございます。

それから、力を入れるという、本庁に力を入れるということではなくて、残っている復興とにかく力を入れるという趣旨の説明でございました。それから、支所の業務につきましては、従来と同じでございます。それから、支所長の1本の権限ということなんですけれども、理屈から言えば、課長がいなくなりますので、決裁等のスピードは間違いなく早くなるだろうと。逆に、職階とか決裁の段階が複雑だと、きょうは課長がないからあしただと。あしたは支所長がないからあさってだと、そういうふうになりかねないものですから、むしろ支所長の責任で迅速にそういう事務処理をするという部分からすればメリットはあるかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 子育て支援の名称の変更に関しては、大体わかりましたけれども、今回そのような変更をするに当たって、もう一度伺いたいんですけれども、係の扱う仕事量というか、要は予算みたいなものなんですけれども、そういったやつが従来よりふえていくのか、どうなのか。今後、今回の来年度の予算審議があるんですけれども、簡単にでよろしいので、そのところ、名前を変えて予算も少しふやして力を入れていくと、そういうことなのか。お答えできる範囲内でお願いしたいと思います。

あと、支所の関係なんですけれども、力を入れないというのじゃなくて、何か見ると、課長が2人いなくなって、何かさみしい気もするんですが、業務内容の変更はないということなので、わかりました。そこで責任の決裁なんですけれども、事務が早くなるというそういう課長の答弁あったんですけれども、私行政の仕事は余り詳しくないんですけれども、途中のチェックというか決裁のあれがなくなると、こういうことは言いたくないんですけれども、いろんな問題というか、あれに通じる可能性もあるんじゃないかと思うので、そのところのチェックというか、どのようにしていくのか。それで、多分これから支所というのは今月20日に三陸道が海岸インターまで通じて、来年度さらに歌津のインターまでこう通じるというそういう予定の中で、これからはより支所も本所に近くなるので、何かと便利といえ便利なんですけれども、そういったことも踏まえての改革だと思うんですが、その見越したところの今後を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 決裁等々、事務のチェック体制というんでしょうかね、そこは震災前も震災後も職階、あるいは階層ごとに協議をし、できあがった書類につきましては最終的には町長までと、案件にもよりますけれども、その段階ごとに事務処理を行う過程で随時条例や規則との整合性が間違いないかどうかをチェックしております。それから、子育て絡みの予算ということで、当初の予算審査委員会の中で細かい点は出てくるとは思いますが、現状私子育て関連28年度と比べて、予算がふえたのかどうかというのはちょっと把握しておりませんが、やはり真新しいのでは志津川保育所の建設工事3億5,000万円ぐらい計上されておりますので、そういったところでしっかり力を入れていくということになると思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに議案第7号の討論に入ります。失礼しました。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第 9号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第10号 南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第9号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第10号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。

以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は一案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第9号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第10号南三陸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を推進するため、それぞれの条例について所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 初めに議案第9号の細部説明をさせていただきます。

13ページの議案書記載のとおり、南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、新旧対照表そのものではなかなか説明が難しいと思われまますので、改正概要をとりまとめた資料を用いてご説明いたします。

議案関係参考資料の13ページをごらんください。

まず、条例の改正理由でございますが、改正の概要に記載のとおり、いわゆる上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律、それと育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、この一部改正する法律が本年1月1日から施行されたことに伴いまして、本条例の所要箇所を改正するものでございます。

条例の改正の趣旨でございますが、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立を一層しやす

くするための措置でございます。

では、具体の改正内容でございますが、大きく3点ございます。まず、第1点目として職員の養育する子供について、その対象が拡大されました。これまで職員が育児休業を取得する場合、対象となる子として扱われていたものは、法律上の親子関係にある子、つまり実子と養子に限られておりましたが、これを①として6歳未満の子と特別養子縁組を結ぶための監護期間中、その児童も子として扱うことが可能となりました。特別養子縁組を結ぶためには、6カ月以上の監護期間が条件となっております、もし仕事を休業してその子の面倒を見る場合には、育児休業の対象となるものです。特別養子縁組とは実の親との法律上の親族関係を消滅させて、両親となる者と新たに親子関係を構築する制度でございます。このほか②として、いわゆる一般の養子縁組を結ぶことを希望する職員がいた場合、里親として児童を養育する場合、正式に養子縁組が成立するまでの間、その養育期間につきましても、実子と同様の子として扱うことができるようになったものでございます。

例えば、育児休業を希望するのであれば、子供が3歳に達するまでの期間取得することが可能ですし、また育児のために短時間勤務を希望するのであれば、子供が小学校入学前まで取得可能ということになります。

では、次に、議案関係参考資料の次のページをごらんください。

次に、第2点目として職員の休暇の種類に新たに介護時間が創設されました。介護休暇は、父母や子供など、いわゆる介護が必要になった場合に、同じ介護状態であれば最大6カ月間、これは一度だけ連続で取得することができるものです。改正後は、同じ介護状態であっても、3年の期間内、介護のため1日につき2時間の範囲内で時間休暇をとることができるものです。ただし、休暇のその時間帯は無給となります。

最後に、第3として介護休暇の分割取得の規定が追加されました。先ほど申しましたとおり、これまで介護休暇につきましても、介護状態や病状が同じであれば最大連続して6カ月間取得すると、再度の取得はできません。つまり、条例改正前は通常一度だけ取得することができるといった内容のものでした。改正後においては、トータル6カ月の範囲内で3回以内に分割して取得可能となります。例えば、1年目3カ月、2年目2カ月、3年目1カ月というように、年をまたいでトータル6カ月間介護休暇の分割取得を可能とすることで、より一層介護のしやすい環境を整えることとなります。

条例の施行日は、本年4月1日を予定しております。

以上、第9号の細部説明となります。

続いて、議案書の17ページになります。

議案第10号の細部説明をさせていただきます。

本条例の一部改正につきましても、新旧対照表の説明ではかえって難解となりますから、改正概要を別紙にまとめてありますので、それを用いてご説明いたします。

議案関係参考資料の20ページをごらんください。

本条例の改正理由につきましても、前議案と同様、上位法の改正により、本条例の所要箇所を改正するものです。具体的には、大きく3点ございますが、第1点目の対象となる子の範囲の見直しにつきましては、前議案と同様の内容でございます。

次に、第2点目として、一定の要件を満たす一般職の非常勤の職員、これにつきましても育児休業をすることができるように改正する内容でございます。非常勤職員は、いわゆるパート勤務の職員です。当町では現在102名の非常勤職員が在籍しておりまして、これらの職員がもし育児を行う場合、(2)及び(3)に記載のとおり、任命権者を同じくする職に1年以上在籍している場合など、一定の要件はございますけれども、それを満たしていれば原則子の出生の日から1歳到達日まで育児休業を取得することが可能となります。

また、特例として配偶者が既に育児休業をしている場合においては、さらに2カ月延長できますし、箱書きに記載してあるように、町長が特に必要と認められる場合には、さらに6カ月延長して、子が1歳6カ月になるまで、育児休業をすることが可能となります。

最後に、第3点目として、資料(4)としてございますが、育児休業は原則1年で終了となりますのでその後育児のために休業が必要な場合に備えまして、子供が3歳に達するまでの期間、1日につき2時間の範囲内で部分休業を取得できるように改正するものです。

正職員より育児休業の取得期間が短い形になりますが、非常勤職員においても、仕事と子育ての両立ができるように、一定の配慮を加える内容となっております。

本条例の施行日も本年4月1日を予定としてございます。

以上、細部説明となります。よろしく願いいたします。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番(小野寺久幸君) 4番小野寺です。

休暇、時間で休みがとれるということですがけれども、例えば有給休暇というのがありますけれども、今回は休んだ何日間を超えない部分については、払われないということですがけれども、この有給時間みたいのは設定できないのでしょうか。



○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） これは根拠が地方公務員法の上位法がございますので、それに倣って今回本町の条例も改正してございます。有給休暇は勤務年数に応じて、それぞれ付与される日程が違いますけれども、今回新たに介護休暇、介護時間等がふえることによりまして、一定の介護なり看護する者がいる場合、仕事をしながらしっかり介護もできるといった環境を整えるのでございますが、通常職員にあつては無給となる部分については、例えば介護休暇で6カ月休んだときは確かに給料は出ないんですけれども、社会保険、共済のほうから一定の給料ではございませんが、手当が支給されるということで、基本的に生活には支障がないような配慮はなされているという形になってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。2点ほど伺いたします。

まず1点目なんですけれども、ただいまの説明で多くの方が育児休業、介護休暇をとりやすくなって、働きやすい環境整備になったなと思われまふ。そこで、これが施行されるに当たりまして、この休暇をとる人たち、予定されている方がどの程度いらっしゃるのか。そして、またパートさん方100名の方がいるというんですけれども、多分若い方たちですので、引き続きこういうものが使われて、やめないで勤められるという面がメリットだと思いますけれども、それが1点ですね。今後予定どのぐらいあるかということです。

それから、介護休暇なんですけれども、介護休暇の場合、以前ですと有給休暇をとった後の介護休暇という認識を持っていたんですけれども、これは有給休暇と関係なく介護休暇がとれるのか。なぜかという、施設なんかに入ると介護医療かなりかかるわけですね。それを在宅、あるいは療養型とかと入っていて介護を要するとなると、すごくこれがあることによつて助かっていると思うんですよね。該当なさる方が。そういう点からしても有給休暇と育児、介護休暇の整合性、どうなっているのか、伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） まずパート職員102名、これから対象となるんですけれども、今のところ取得する予定の職員は伺つてはございません。

それと、あと介護休暇を取得する場合、3番議員お話しのとおり、基本最初は有給休暇がございまして、なるべく有給休暇を使って、残りの部分どうしても6カ月間介護が必要な場合、介護休暇をとつていくというのが実態でございまして。ただ、必ず有給をとつた後に介護休暇をとらなければいけないという性質のものではございませんので、それについては職員

の生活のありよう、内容をご本人が判断して取得されるものというふうに認識してごさいます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 女性の人たちは働きながら介護をしまして、子育てという大分負担がかかってきて、仕事にも差しさわりのあるような勤務態勢になっている人もいと、これは支障があるわけですね。そういった観点から非常にこの条例の改正は女性にとってはすごく拡大されて、いい条例になっていると思います。今後もこういうことを職員に広く伝えて、働きやすい環境づくりに努力していただきたいと思います。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに議案第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第11号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第11号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、農林水産業に係る有害鳥獣被害防止のため、新たに鳥獣被害対策実施隊を設置することに伴い、非常勤特別職となる隊員の報酬及び費用弁償について設定するものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、議案第11号南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては22ページでございます。

本案は、ただいまの提案理由にもありましたように、新たに組織する南三陸町鳥獣被害対策実施隊が非常勤特別職となることから、隊員に対する報酬及び費用弁償を設定したいため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案書23ページ、お開きください。

改正文につきましては、記載のとおりでございます。同条例の別表地方卸売市場運営審議会委員の項の次に記載の表を加えるものでございます。

表の内容でございますけれども、鳥獣被害対策実施隊といたしまして、報酬額は年額と記載ある隣の数値になります。年額で隊長が2万円、下段に行きまして副隊長が1万9,000円、その下になります隊員が1万8,000円、費用弁償につきましては表の右端の列になります。隊長、副隊長、隊員ともに1,000円となっております。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

議案関係参考資料として、30ページ、31ページに南三陸町鳥獣被害対策実施隊設置規則をつけさせていただいておりますが、概要をまとめたものを議案第11号関係参考資料追加資料ということで、配付させていただいておりますので、そちらの追加資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

条例の改正の理由でございますが、冒頭で申しましたとおりでございます。その下段の実施隊設置の背景でございます。農作物に対する鳥獣被害が全国的に深刻化、広域化する中、

国は市町村が行う被害防止対策の取り組みを支援するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を制定しております。同法第9条の規定によりまして、市町村は対象鳥獣の捕獲等、被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置することができるかとされているところでございます。

宮城県内の鳥獣被害も拡大傾向にございまして、本町の被害防止対策といたしましては、有害鳥獣捕獲隊、駆除隊というふうにも言われておりますけれども、によります駆除のほか、箱わなの貸し出しや電気柵等の設置補助金制度を創設するなど、防護柵等の設置による対策も進めているところでございます。

しかしながら、気仙沼管内における鳥獣被害が難化傾向にございまして、今後さらに鳥獣被害が拡大していくことが予想されることから、対策として最も効果的であります駆除について実施隊を設置して、安全・安心して駆除活動を実施するとともに、待遇改善による担い手の確保も図るというものでございます。

2番になりますけれども、実施隊の概要でございます。組織名が南三陸町鳥獣被害対策実施隊でございます。②番としまして職務でございますが、対象鳥獣の捕獲または殺傷、それから地域住民と連携した対象鳥獣の追い払い活動等、③番になります。組織ということで隊員の構成ということでございます。狩猟免許を有する者のうちから、町長が任命する者、それから被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから、町長が任命する者、それから町の職員から町長が指名する者などとなっております。次に、④番でございますけれども、定員は10名以内ということでございます。それから、⑤番任期につきましては、3年ということでございます。

3番その他になりますけれども、実施隊設置のメリットといたしましては、隊員の狩猟税が非課税になりますとか、それから公務災害補償の適用になると、ごらんの記載のとおりメリットがあるということでございます。

それから、宮城県内の実施隊設立の状況でございますけれども、県内35市町村のうち、18市町村で設置済みということで、半数以上の市町村で設置済みという状況になってございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

実施隊が組織されるということですが、この一番最後の報酬とそれから費用弁償につ

いてなんですけれども、この金額の根拠をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 根拠でございますけれども、県内の各市町の報酬額、それを隊長から隊員まで含めまして、額の大きいところはちょっと除いてございますけれども、それ以外のところで平均いたしますと、およそ2万円というような状況になっているところでございます。

それから、近隣市町村でいいますと、登米市のほうでは隊長さんにつきましては、年額ですけども、1万6,000円、それから副隊長の方につきましては1万5,000円、隊員の方が1万4,000円と、失礼いたしました、隊員の方が1万3,000円というふうになっているところでございます。

それから、気仙沼市のほうでは若干高いんですけども、隊長さんが5万円、それから副隊長が3万円、隊員の方が2万円というような状況になってございますけれども、面積ですね、それからこれまでの被害の状況なども勘案しまして、面積割合等でいいますとおおよそ南三陸町は気仙沼でいいますと65%というような状況にもなりますので、そういったことでも算定いたしますと、おおよそ2万円というところになります。そういうことで、県内の平均、それから近隣市町村の状況も勘案いたしまして、それをもとに報酬額を算定したというところでございます。なお、費用弁償につきましても、同様の形で算定しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今の説明でも市町村によって差がかなりあるということです。面積でというのが妥当かどうかちょっとわかりませんが、実際に山に入って、山には限らないでしょうけれども、作業を行うというのは非常に大変なことだし、危険も伴うと思います。それから、いろんな経費もかかってくると思うんです、これ以外の。その辺はもう少し見られないのか、そしてその辺のことについて、この仕事を担っていただくと思われる人たちとのお話し合いが行われたのかどうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 作業ということでございますけれども、今回実施隊を設置することによりまして、特典の1つといたしまして、これ以外にも当町では有害動植物等対策協議会というのはございまして、そちらのほうでこれまでは活動に係る一部ではございますけれども、経費を支出しているところでございます。

今回、実施隊を設置することによりまして、それ以外の総合対策交付金というような事業にも申請することができるようになりますので、そちらのほうでも一定程度の対象となる活動経費につきましては、そちらのほうでも補助申請してもらえると状況になりますので、何とか補助事業が導入できるように今後努めてまいりたいと考えてございます。

それから、担い手と申しますか、受け手となる方々との話し合いということでございますけれども、代表となります隊長さん、現在ですね、現在駆除隊ということで実際に活動されている隊長さん、それから副隊長さん等とお話しをさせていただきまして、こういう形で来年度ちょっと進めていきたいということで、お話しをさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そのお話し合いで、納得がいただけたのかどうかということですね。

それと、ここにありますが、経費の8割が市町村が負担した経費の8割は特別交付税で措置されるということですので、町の持ち出しはそんなに多くはないかと思うんですが、それにつけてもこの報酬、あるいは費用弁償をもう少し上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 納得したのかということでございますけれども、確かに決して高くないというようなお話もいただきました。しかしながら、先ほど算定に当たっての根拠と申しますか、県内の特に内陸等で当町よりも活動が多いようなところ、そちらの状況とかも勘案して平均的なところで算定させていただいたということで、お話しさせていただきました。おおむね了解というふうに認識しているところでございます。

報酬につきましては、そういうことで県内の全体的な平均的なところで算定させていただいたということでございますけれども、それ以外にかかる経費につきましては、先ほどもお話ししました実施隊を設置することによって、新たに総合対策交付金というような補助事業も導入できますので、そちらのほうで活動にかかる経費、そちらのほうも手当できるように、今後努力していきたいというふうに思っているところでございます。当然、気仙沼市などでは捕獲についてはほとんどがわなで捕獲して、最終的には止め刺しというんですか、そちらで処理と申しますか、している状況ですので、捕獲そのものはわなでほとんど捕獲しているということでございますので、そういったわなの経費とか、そういう資材等にかかる経費につきましてはそういった事業を導入して、対応していきたいというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 前者いろいろ聞いたようでありますが、この経費ですね、実施隊、実施活動のための市町村が負担した経費の8割、この町村が活動のためにどの程度まで負担するのかなど。それによって、その8割が特交で来るんでしょう。ただその基本となる町が負担する範囲というのは、どの程度なのか。

それから、定員が10名以内で、あと今後ふやすというか、そういう考えはあるのか、ないのか。

それと、免許を狩猟免許ですか、免許を取る際の経費、何か聞くと大分かかるような話も聞くんですが、その辺あたりの情勢というか、そういうものの考えというのがあるかないか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 市町村が負担する割合ということでございますけれども、まずもって報酬、費用弁償、それから今年度は作業服というか、実施隊とわかるような統一した作業服などもそろえたいなということで、新年度予算のほうにちょっと計上させていただいているところでございます。

29年度につきましては、そういう経費につきましてはの8割ということで考えてございます。それ以外、先ほども申しあげましたけれども、わなでありますとか、あるいは免許取得にかかる経費、今年度新たに4名の方にですかね、わな免許取得していただきました。その免許にかかる経費につきましても、先ほど申しました有害動植物等対策協議会、そちらのほうは町と関係団体で組織するところでございますけれども、そちらのほうでそういった支援ができるように考えているところございまして、一定程度資材も含めて、そちらのほうでも活動にかかる経費を見て、支援してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、もう1点、先ほどお話ししませんでしたけれども、確かに報酬の面では決して高いとは言えない状況でございますけれども、実施隊設置することによってメリットの1つといたしまして、狩猟税が非課税になるということですか、あるいは講習会が免除になるとか、一定程度そういった部分でも特典といいますかがございますので、何とか初めての取り組みでもございますので、市町村の状況も勘案しながら、状況も聞きながら、やってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今いろいろと鳥獣の出現率というのが高くなってきて、被害を被っているんだから、これからはやっぱりこういう方々に活躍してもらわなくてはわからないんだけ

れども、ただ前者も言ったように、内容に設置する隊員の方々の処遇というか、そういうことについて大分不満もあるような話も聞いているんです。最初からそういう不満だらけでスタートした場合に、当たる弾も当たらないんじゃないかなという心配をするのさ。片っ端から獲物を逃がすんじゃないかなと思ってね。それで、ライフルだか何だか、銃の弾、実弾、これも大分高いような話を聞くのさ。その経費のうちにこういうのも入るのか、入らないのか。

もう1つは狩猟税ですか、狩猟税が免除になると、どういう意味合いのものなんだろうね。何か獲物を撃って獲って、売った場合の税金なのか。何といいますか、金になったというのであればけれども、そういう場合の税金なのか、ただ免許取ったときで税金がかかるのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） まず実弾ですか、弾代なんですけれども、基本的には免許取られた方のほうがご存じかと思えますけれども、弾ですので免許のある方が弾を購入して、弾の数を常に把握しているという、そういうルールがあるということを知っています。ですので、弾につきましてはちょっと弾以外でということでございます。

それから、狩猟税でございますけれども、狩猟税につきましては免許の取得あるいは更新の際にかかる税金でございます。それが実施隊になることによって現在ですけれども、非課税になるということでございますので、今まで狩猟税というのはいろいろ種類によりますけれども、5,500円から1万5,000円というふうにかかります。3年に一度、毎年ですか、毎年、失礼しました。ということだそうです。済みません。それで、あとは登録時の申請手数料ですとか、そういうのがございます。ですので、おおよそ免許の種類にもよりますけれども、免許の申請の手数料5,000円程度、それから診断書料なども必要ということでございます。それから、登録手数料1,800円、あと猟友会の会費、これはまたちょっと意味合いが違うのかなと思えますけれども、それらを合わせますと含めまして2万8,000円ぐらいはかかるのかなということでございます。

ということで、それにつきましては新たにわな免許等を取得した免許につきましては、支援ということでちょっと考えているところでございます。それ以外につきましては、今後ちょっと活動に当たる方々と予算も含めて相談しながら、やっていきたいなと思ってございます。

それから、あとよかったですでしょうか、済みません、先ほど定数のことをお話ししなかったん



ですけれども、10人以内ということで、これにつきましては宮城県の猟友会の南部支部の方、現在およそ10名いらっしゃるということで、当面免許を持っている方ということで、全員入れば大体10名ということでの設定でございます。今後、ご存じのように免許取得されている方の高齢化が進んでいるということでございますので、先ほど来話していますように、実施隊にすることによって免許を取得しても、狩猟税が免除になったりとか、そういったこともございますので、それらとか待遇の改善をすることによって、新しい担い手の方も取り込めるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろと担当課も初めての実施隊編成で大分苦しんでいるようでありますので、町長、現場苦しんでいるようだから、よきにはからえくらいの言葉でもかけてもらえば、現場も恐らくうまくメンバーの方々に余り苦情を言われなくて編成できるのかなと思います。大分内容について、いろいろと批判というか、どこか勤め先に行けば1日何ぼになるやつ、このような内容で何回1年に要請かかるかわからないけれども、とてもやっつけられないなみたいな話もあるので、その辺あたりもう少し改善を加えて、協力もらうような体制で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご承認をいただいて、実施隊を設置させていただいて、とにかく前からもいろいろ議員の皆さんからも有害鳥獣の対策の問題について、るるご指摘をいただいておりますので、まずここからスタートをして、ご指摘いただいたように皆さん方に気持ちよくこの仕事をやっていただけるような配慮をこちらのほうで十分にしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 同僚の皆さん、皆お話ししたんですが、早速こういった本町の有害鳥獣駆除の実施隊ですかを設置してもらうということは大変よかったなと思っております。そこで、住民の南部猟友会のメンバーが、古いメンバーが実施隊に加わるということで、息の合ったメンバーですから多分相当の効果があるものと期待されるわけでございます。ただ、経費の問題で、先ほども皆さんお話ししていましたが、やっぱり鉄砲というと弾代普通想定するんですが、実際は犬も必要ですし、また締め段階とはいっても鉄砲の損傷から初め、いろいろ経費はかかっています。もちろん免許を取るにしても経費はかかりますし、講習会もありますし、犬の注射とかこまごまあるわけですね。そういった経費もかかるんです

から、やっぱりこの辺は我々一般の人はなかなかできませんので、それなりの経費も見てあげるべきだと思います。

それから、10人のメンバーでは、ある場合には足りない、絶対数が足りない、そういうことで一般質問で私も後継者といいますか、新しいメンバーの人の要請、あるいはそういったライセンス取るためのいろんな諸費用の助成みたいな支援みたいなのもお話ししましたが、こういった狩猟に関してはハンターの人だけでなく、せこといまして応援メンバーも必要なんです、ある場合には。そういったときの費用経費なんかはどうでしょうかね。その辺から。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 猟には犬も必要だということですが、先ほど特にニホンジカですけれども、捕獲の方法といたしましてはわなということ考えているところですが、当面は犬の使用ということは考えてないところでございます。

それから、10人で足りないんじゃないかということですが、応援メンバー等に対する費用はないのかということですが、人数につきましては猟友会の方が10名ぐらいいらっしゃるといことで、それはあくまでも上限でございまして、当面の活動にかかる方々につきましては、現在駆除隊として活動されている方を中心にスタートしたいというふう考えているところでございます。

それから、応援メンバーにかかる経費ということですが、それにつきましては今のところは考えていないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） すぐにそういった体制をとれる、とるということはなかなかできないでしょうけれども、おいおいそういったこともメンバーの要望がありましたら、対応すべきかなと思います。

ところで、養成する場合、例えば狩猟時期は決まっていますね。秋口が多いです。10月からは2月とか、そういった期間だけではなく、出沒するのは逆に今からタケノコのシーズンでクマなんか出ますよ。タケノコ狩りに行って出くわして、人的な被害があるというのはたまたまニュースなんかであります、本町では幸いそういった人的な被害はないのがいいんですが、そういった場合、狩猟期以外に要請すればそういう駆除隊の出動が可能なのか、あるいはそういったことはできないのか、いつでもフルシーズンオーケーなのか、その辺ちよっ

と参考のためにお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 狩猟期につきましては、11月から通常2月までということでございます。現在、県のほうでも第3期ニホンジカに係る管理計画ですか、策定中なんですけれども、それによりますと猟期を3月までというふうな考えでいるようでございます。ですので、基本的には猟期11月から2月、ないしは3月までの間につきましては、免許持っている方につきましては自由にといいますか、猟ができるという状況でございます。ですので、基本的には駆除活動というのはそれ以外の期間ということになるかと思えます。

狩猟期間以外で猟をする場合は当然県の許可が必要になりますので、事前に捕獲活動する際には、許可をもらった上で活動に当たるということでございます。

それから、基本的には先ほど繰り返しになりますけれども、狩猟期間につきましては、狩猟できる期間でございますので、その間はできるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。かなりいい体制でやるようで、地域的には入谷地区とか、歌津地区とか、戸倉地区も全て網羅しているわけですから、いいと思いますが、今回こういった体制を組むことは本町だけではもちろん無理なので、この前もいっぱいお話ししましたけれども、広域的な体制が必要で、そういった中で今回も南部猟友会というメンバーだけでなくして、移動するものですから町外にももちろんわたるわけですから、そういったことの体制を十分やっていたらいいと思います。

最後に、私思うんですが、先ほどから狩猟メンバーといいますか、ハンターの方少ないので、どうでしょうか、町の職員の方々も若手がいますので、趣味の範囲なんですけど、これは別に強制することはないんですが、そういった方々も多いので、町のためにこういったメンバーに参加してもらって、とりあえず人数の少ないところを補ってもらうようなそういったことは考えないでしょうか。町長でいいのでその辺今後の方向づけとして。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） シカの数もふえてきている状況で、近隣市町村との連携ということでございますけれども、その辺も特に気仙沼市とは同じ管内でございますので、連携して現在も当たっているというところがございますので、あとは登米市などもございますので、その辺は今後は連携も含めた形で考えてまいりたいなと思ってい

るところでございます。

それから、職員についてなんでございますけれども、現在私といたしましては、職員が不足している状況でございますので、当面、そしてしかも免許も必要ということでもありますので、当面免許を持っている方々を中心に駆除活動をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時46分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。8番佐藤宜明君。

○8番（佐藤宜明君） 8番です。済みません、時間をとらせて。局長さんに申しわけないですね、本当に。

地球の自然環境も変わりまして、鳥獣の分布も変わりまして、大変こういう農業被害にまでニーズを広げていかなければならないという状況下でございます。したがって、非常に大切な組織の設置ということでございます。そこで確認のためにお伺いしたいんですが、参考資料でございますように、追加資料、組織と③でございますが、狩猟免許を要する者、これはいいんですが、積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が任命する者、それから町の職員から町長が指名する者などと、これらは狩猟免許がなくてもよろしいのでしょうか。

それから、町職員でもし狩猟免許が必要であるというならば、狩猟免許を持っている職員というのは実在するのでしょうか。例えば今度新しく赴任した危機管理監なんかどうなのかなという思いがあるものですから、その点確認の意味でお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 厳密にお話しすれば免許を持たなくてもということには解釈されるところでございますけれども、実質活動するに当たっては、わなについても免許がないとできない状況でございます。もちろん銃を使う場合は狩猟免許ですか、銃の免許を持っていないとできませんので、考え方といたしましては免許持っている方ということで考えているところでございます。

それから、職員の中で免許所持者いるのかということでございますけれども、確実な人数については申しわけないんですけれども、把握していないところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宜明君。

○8番（佐藤宜明君） 人事担当課長、いかがですか、その辺。

それから、もしこれから町の職員を町長が指名するという形があるならば、そういう職員も育成していかなくちゃいけないということになるかと思いますが、その辺の考え方。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 正職員で狩猟免許を所持している者については把握はしていませんけれども、今派遣職員で来ている職員が1名狩猟免許を持っていると伺ってございます。これから指名するとなると、例えば自衛官のOB、当然そういった銃器の扱いを経験なさっていると思いますので、そういった職員をターゲットにもしかすると狩猟免許の取得を促していくということも考えられるかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 育成ということで、町長。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 突然のご質問であれですが、育成ということでございますけれども、本人の意思等も確認をせざるを得ないというふうに思いますが、いずれ今自衛隊出身の職員が数名いらっしゃいますので、まずはその辺がターゲットの一部になるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宜明君。

○8番（佐藤宜明君） 冒頭で申し上げましたが、私も入谷のほうに行って畑なんかやっているんですが、非常にがっかりするんですね。せっかくつくったものをカモシカとかそういうものにあれされると。したがって、一般質問にもございましたが、本当に大変深刻な問題なんだろうというふうに思います。笑い事じゃなくて、本当にこれからの組織でございますので、参事、ひとつ早目早目に展開しまして十二分な理解を得ながら組織を早目につくっていただきまして、実働をしていただくようお願いをしまして、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第12号 南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第12号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第12号南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ時期が平成31年10月1日に延期され、これに伴い使用料等の引き上げの月を同様に変更する必要があることから、既に公布の関係条例の一部について改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 議案第12号の細部説明をさせていただきます。

議案書の25ページをごらんください。

タイトルが南三陸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例ということの改正文でございますが、条例の構成は3条立てとなっております。あわせて議案関係参考資料の32ページをごらんいただきたいのですが、32ページでは今回の改正にかかる条例全部で9つの条例、9条例ございます。改正文は3条立てですが、実際改正にかかる条例は全部で9つございます。

改正内容はいずれも条例の施行期日につきまして、平成29年4月1日から平成31年10月1日に改めるものでございます。これらの関係9条例につきましては、議案関係参考資料の2番目に改正の理由を掲げております。町長も提案理由で申し上げましたとおり、消費税等の引き上げの時期、これが平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことに伴うものでございます。

既に議員各位ご記憶にあらうかと思えますけれども、これら関係条例の使用料等に係る消費税等の10%課税につきましては、平成26年の3月定例会において既にご決定をいただいております。ただ、その時点では10%の課税の時期が平成27年10月1日ございました。その後国においては10%課税の時期を本年4月1日に延期する形に改正されたことございますので、本町においても平成27年9月の定例会において一度関係条例の施行期日を延期する改正を行っております。今般さらに国において課税の時期を平成31年10月1日まで再延期するという形になりましたので、当町の関係条例の施行期日も同様に延期するものでございます。

消費税等の関連法律の概要につきましては、議案関係参考資料の33ページに記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第13号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第13号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年法律第65号により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、関係条例の一部について改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 議案第13号の細部説明をさせていただきます。

説明は、議案関係参考資料を用いて行います。恐れ入りますが議案関係参考資料の34ページをごらんください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、それと個人情報保護条例の新旧対照表になります。

今回、町長提案理由で申し上げましたとおり、上位法であるいわゆる番号法の一部改正によりまして、関係する本町の条例2条立てで改正する内容でございます。

まず、上段の第1条関係として、第2条の定義規定の第7号の主務省令について、番号法の改正によって条ずれが発生したために下線部のとおり、第65条から第49条へ改めます。定義している主務省令は、法律では内閣府令と総務省令を示しております。

次に、下段の第2条関係として、これも第2条の定義規定の第4号に、番号法の改正に伴い、括弧書きの規定を加える内容となっております。番号法第26条の規定は、特定個人情報ファイルを保有する者に対する指針、この規定でございますが、この括弧書きの規定を加えることで町が独自利用で入手した情報も特定個人情報として扱うこととなります。したがって、情報の管理を一層徹底する内容と改正する内容でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今盛んに確定申告が行われているようですけれども、いろんな団体が国のほうに問い合わせ



をしているようですけれども、各種申請とか届け出に関して、個人情報番号、これを書かなくてもいいという答えがあるそうですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私の部署では今確定申告が行われているわけですが、私の部署につきましては、国税当局の指導に基づいて、本人の番号を確認させていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 国のほうからの指導で書いてくださいということらしいですけれども、いろいろ交渉の結果、書かなくても特に問題はありませんよという答えだったそうです。そのことが町民、住民の間に知られていないと思いますので、それはお知らせする必要があるかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 税部門といたしましては、ただいま申し上げたとおり、その必要性があるという認識で、確認をさせていただいているということで、今回の確定申告についてはそのような扱いを継続していくという予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 同じことなんですけれども、特に書かないから罰則があるわけじゃないし、町民住民に不利益なことは一切ありませんという答えだったそうです。ですので、書かなくてもいいですよみたいなことは知らせる必要はないかと。別に書きたい人は書いてもいいとは思いますが、その辺いかがでしょうか、もう一度。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 当日忘れたとか、わからない部分等につきましては、柔軟に対応させていただいておりますが、積極的に書かないようにというような、書かなくてもよいというような対応はしてございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

1点だけお伺いしますけれども、マイナンバー制度が始まってこれがコンビニでも交付になりますよということで、利用されているかと思うんですけれども、その辺どの程度コンビニ扱い、あるいは窓口で、どちらが多いのか、わかっている範囲でパーセンテージをお願いします。

そして今回僚議員の説明ですと、これは強制ではないというようなお話のようなんですけれども、事実はどうなのかお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 当町では窓口で発行していますマイナンバーの枚数でございますが、昨年末で855枚ほどを超えていると。現在申請件数は1,000件に多分迫っているものと思われませんが、今後とも徐々に伸びていくだろうということで考えています。

それで、昨年12月末から利用開始ということになってございますが、12月と1月の利用実績として13件ほど利用実績があったと報告を受けてございます。

なお、マイナンバーの提示記載については、義務ということでその辺は今後ともその法に従った対応をとっていかざるを得ないのかなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 855枚の交付をしているということで、去年の12月からコンビニが13件という解釈でよろしいのでしょうか。そうすると、やはり料金もこれ違うんですね。コンビニでとると50円高くなって、窓口だと50円安い、反対ですかね。コンビニの場合50円安くて、窓口に来ると高くなると、それにもかかわらずコンビニが13件、安いのかかわらず少ないかなと思われすけれども、それは住民の人たちの利用頻度によりますけれども、それは承知しました。

ただいま同僚議員の話では、国の方針としては強制ではないですよということを話されました。その中で当局としては今後申告とかそういう使う場合は添付してくださいという方向で進んでいるというんですけれども、この町民へのPRですね、どのように、多分広報等に載せていると思うんですけれども、どのような形で載せているのか、その点お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） マイナンバーの広報につきましては、随時必要な場面、場面で医療関係でも使いますし、これからは年金の裁定請求等でも使うというような部分で、いろんな場面で使用するという旨の広報はさせていただいております。今後ともその広報はしていくつもりですし、コンビニ交付についても周知を図っていきたいと考えているところでございますが、先ほど前議員さんがおっしゃった記載しなくてもいいというような情報等については、私ははっきり確認しているところではございませんので、記載とか提示が義務だという部分での対応を継続すべきかと今現段階では考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 予定としては1,000件、現在855枚ということなんですけれども、年金の場合、住民コードでいいのかなという情報なんですけれども、その辺はマイナンバーでなくてはならないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 正確には年金の情報漏洩の問題等があって、マイナンバーの使用開始が延期されてございまして、今後ということで国のほうではそのような予定をしているということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第14号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第14号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年法律第65号により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の運用について見直しが行われたことに伴い、既に公布の関係条例の一部について改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 議案第14号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の36ページをごらんください。南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

本条例につきましては、平成27年9月11日に改正条例として既に公布されておりましたが、その施行については本年の5月30日としておりました。今般備考欄に記載のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行政機関個人情報保護法について、今般番号法の改正により新たな読みかえが追加されたことに伴いまして、これを参考とする本町の関係条例を改めるものであります。未施行の条例をさらに改正する内容となっております。

具体的には、第31条が個人情報の情報の提供先等への通知を規定したものでございます。第2号を下線部に記載のとおり、条例事務関係情報照会者、もしくは条例事務関係情報提供者を加えることで、法律の規定と整合性を図る内容となっております。

ただ、このまま読み上げましても、どういう効果があらわれるのか、なかなか判読が難しいというふうに思われますので、平たくいいますと、改正前と改正後において例えば子供の医療費の助成の情報、これを教育委員会ではほかの事務処理上必要で、町民税務課から提供を受けたとき、もしその情報に誤りがあった場合、委員会側から町側に情報が誤っているというふうに伝えるということは法的にはオーケーでしたが、これまで条例上はできませんでした。今回本条例を改正することによって、誤っていることを通知することが可能となります。結果、個人情報の適正管理を進めることにつながるようになります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第15号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第15号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年4月1日から戸倉地区放課後児童クラブを開設するに当たり、その名称、位置、及び定員を定めるとともに、事業の実施に関する所要の改正を行いたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第15号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

議案書は31ページの改正文、議案関係参考資料につきましては、37、38ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案は、提案理由にありますように、戸倉地区放課後児童クラブを新年度から実施したいため、条例の一部を改正するものでございます。

放課後児童クラブの設置につきましては、従来からその設置の判断基準として10名前後の利用というふうに申してまいりました。昨年末にアンケートを実施した結果、戸倉地区で11名の希望がございました。また、戸倉地区の施設につきましても、既にご承知のとおり戸倉保育所に併設して整備済みでありますことから、今回一部改正を行うものでございます。

一部改正の内容につきましては、議案関係参考資料でご説明を申し上げたいと思います。

37ページの第2条第2項の表をごらん願いたいと思います。記載のとおり、戸倉地区に放課

後児童クラブを定数20人で設置するものでありまして、位置につきましては先ほど申し上げましたとおり、現在戸倉保育所の位置に併設するものでございます。

また、志津川地区放課後児童クラブにつきましては、現在の仮設の施設から志津川小学校の空き教室を改修した場所に移動することといたしますが、志津川字城場41番地という同じ地番内でございますので、条例上の改正はないといった判断になります。

続いて、第3項には、それぞれの放課後児童クラブの利用対象者を明記してございます。この中で入谷小学校の記載がございませんが、入谷小学校の児童につきましては、ただし書きにありますとおり、町長が特別の事情があると認めるときと言った事象で対応してございまして、今後も同様の扱いとなります。

続いて、38ページ、第5条の関係でございますが、5条の開設時間につきましては、現在の現状に合わせまして、開設時間を30分ほど変更するものでございます。

最後に施行期日につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

この中で戸倉の要するに学童ですね、が20名ということで、当初10名から10名ふえて20名になったということです。これは、幅広く人数を受け入れられることから、非常に結構なことだと思われま。ただ、先ほどの説明の中で町長が特別の事情があると認めるときということ、入谷のお話がありました。入谷の方が仮に空きがあれば志津川の児童クラブのほうに入れるよということだと思えますけれども、仮に今仕事も多様化していますけれども、歌津のおじいちゃん、おばあちゃんが入谷の人が志津川に通っていて、迎えが歌津のおじいちゃん、おばあちゃんかどっちか来るという場合があるので、志津川を飛び越えて、歌津の学童に入りたいという、例えばですよ、そうした場合、この町長が認めるところに該当するのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まずもって、20名というのは定数でございます。アンケートにつきましては、11名あったということで人数のところのご理解をお願いしたいと思います。

それから、基本としてその学区、学区の学校での対応ということになります。入谷地区につきましては、入谷地区現在要望が4名というような人数になってございまして、この4名の

方々につきましても、土曜日の利用とそれから夏休み等の長期間の休業中ということであり  
ますので、そういった事象を特別な理由と認めるかということの判断ですので、これは特別  
な理由であろうと思われますので、現在もそのような対応をしているところでございます。

個々の事象につきましても、これがどうだ、こうだというようなここで決めることでもあり  
ませんので、その1件、1件の申請状況に応じて、適正と判断されるものについては対応が  
可能というふうを考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 柔軟な対応を求めるわけですけれども、そういった空きがある場合、今  
言ったような町長の認めるところということで、今後も柔軟な対応をして、入れて入りたい  
というのであれば、繁忙期、あるいは夏休みとかと思われますので、その辺柔軟な対応をし  
ていただきたいと思います。

そこで、ちなみに今現在の学童の定員がこれでわかりました。現在利用されている人数をお  
知らせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 登録者数で、志津川地区で25名、歌津地区で15名というふう  
になってございます。来年の予定につきましても申し上げますが、志津川地区で28名、歌津地  
区で20名ほどということのアンケート結果が出ております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第16号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及  
び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町指定地域  
密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並  
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第16号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 随分長い名称でございますが、それでは、ただいま上程されました議案第16号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、それぞれ関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第16号の細部説明を申し上げます。

議案書では33ページの改正文、それから議案関係参考資料は39ページから42ページに新旧対照表を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

条例名等長くて、内容がなかなか何を書いているかわかりづらいところではありますが、何とか簡潔に説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。



本案は、2つの条例を同様の理由から一部改正するものでありまして、2条立てとなっております。第1条につきましては、地域密着型サービス事業に係る部分、第2条が地域密着型介護予防事業に係る部分ということで、第1条が介護サービスの事業所についてと、第2条が介護予防サービスの事業所についての基準を改正するものということでございます。

改正の内容でございますが、いずれも地域密着型の通所介護サービス事業、いわゆるデイサービス事業を行う場合、その地域の小規模多機能事業所がその施設内にデイサービス事業を併設した場合に適用されますよといった内容になっておるもので、国の基準に準じて当町の条例の改正を行うものでございます。

具体的な事例を申し上げますと、町内に小規模多機能事業所というのが1カ所ございますが、この小規模多機能事業所というのは、デイサービスと訪問のサービス、それから短期入所、いわゆるショートステイですね、この3つを組み合わせたサービスを提供しております。この事業所がその敷地内にデイサービスのためのデイサービスのみを提供する事業所を併設した場合、この条例の一部改正が適用になるといったことになるものです。町内の小規模多機能事業所においては、こういった条例改正に伴うような新規の開設予定はございませんので、国の基準に準じて条例改正を行うものですが、この条例改正による影響といったものは全くないといった状況になります。

なお、こちらで調べたところ、小規模多機能事業所というのは県内に60カ所ほどあるようでございまして、そのうちこの基準に該当するような併設の事業所というのは、仙台市に1カ所あるといった状況であるようでございます。いずれにいたしましても、国の基準に倣って、この条例をつくり込んでございますので、その改正に伴った一部改正ということで、ご理解をしていただきたいと思います。

以上、細部説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（星 喜美男君） ここで、総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三浦清隆君） 次の議案、議案第17号から19号まで、道路占用料等の条例の一部改正ほか3議案ございますが、さきの議会運営委員会において私から関係があるので、一括提案でお願いしたいという形で説明はしておりましたが、その後議案を改めて確認いたしましたところ、確かに関係はするんですが、連動する内容ではないということでございますので、個別の審議に切りかえさせていただきたいというふうに思います。お手数をかけますが、よろしくお願ひしたいと思います。

---

日程第15 議案第17号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第17号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第17号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、町道の道路占用料の見直しをしたいため、南三陸町道路占用料条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第17号の細部説明をさせていただきます。

条例の改正文は議案書の35ページから37ページになります。議案参考資料は48ページから53ページとなっております。

町道の占用料の金額については、道路法施行令をもとに決定をしてございます。占用料の額

について、算定基礎となる民間における地価水準、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、平成27年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令が平成29年1月に改正をされました。改正は首都圏を含む都市部では増額、一方地方の市町村では減額といった内容のものであります。このため、道路法施行令の改正に合わせ、町道の占用料の見直しを行うものでございます。

議案参考資料の48ページをお開き願いたいと思います。

記載のとおり、全てのものについて減額といった内容でございます。

なお、本条例の施行日は平成29年4月1日を予定してございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。1点ほどお伺いします。

現行よりも地方のほうは下がるということなんですけれども、震災後この占用料は伸びないのが現実かと思われましてけれども、今後この下がったことによって29年度の予算というものは、どの程度低く抑えられるのか、予定しているのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案書の37ページの附則に経過措置を記載させていただいております。29年3月31日までに申請のあったものについては、これまでどおりの金額となりまして、29年4月1日以降に申請のあったものについて新しい料金、占用料を適用するという事なので、今のところ大きな変動はないものというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 全体でどの程度の占用料の申請が上がっているんでしょうか。わかる範囲でいいです。わからなければ、集計していなければしていないでもいいですけども、わかっている範囲でお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今資料をお持ちしていません。はっきりした数字は申し上げられませんが、300万円から400万円だと記憶をしております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第18号 南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第18号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、漁港施設の占用料について、道路占用料との均衡を図りたいため、南三陸町漁港管理条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼いたしました。町長にお渡しした資料が間違っておりました。訂正を申し上げます。

それでは、議案第18号の細部説明をさせていただきます。

改正文につきましては、議案書の39ページから40ページになります。議案関係参考資料につきましては48ページから50ページになります。

町管理漁港における占用料につきましては、南三陸町道路占用料条例で規定された額をもとに設定をしてございます。

今回、道路占用料の改正されたことに伴いまして、あわせまして漁港の占用についても改正

をするものでございます。

議案関係参考資料の48ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表になってございます。道路占用料と同様、それぞれ減額との内容でございます。

この条例の施行日は、平成29年4月1日を予定してございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第19号 南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第19号南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、準用河川における占用料等について、道路占用料との均衡を図りたいため、南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第19号の細部説明をさせていただきます。

改正文につきましては、議案書の42ページから43ページになります。議案関係参考資料につきましては、51ページから53ページとなっております。

準用河川の占用料につきましても、南三陸町道路占用料条例で規定された額をもとに設定をしてございます。

今回、道路占用料の改正がされましたので、それに合わせて見直しをするものでございます。

議案関係参考資料の51ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表でございます。

記載のとおり、それぞれ減額という内容となっております。

なお、この条例の施行日につきましては、平成29年4月1日の予定をしてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

これちょっと関連があるかもしれないんですけども、電柱の占用料ということであったんですが、当町でもまちづくりを今回進める上で、一時電柱の地中化というんですか、そういったやつを進める計画もあったみたいですが、いろんな費用等なんでしょうけれども、関係で普通のあれになったということなんですから、そこで伺いたいのは、埋設になった場合の占用料というのはどういう状況になるのか、簡単にでよろしいんですので、伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、51ページをごらんになっていただきたいと思います。

電柱の下に地下に設ける電線その他の線類という欄がございます。1メートル当たりにつき2円という金額になります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1メートル2円でわかったんですけども、当然電柱がないので、占用料もらえないというそういうことでよろしいですね。その変電みたいなところに対するあれはないんでしょうか。そこだけ伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまで道路敷であれば、電線を埋設する場合でも占用願いを出させていただきます。その際、電線の本数、それから延長記載をしておりますので、それ

ら延べ延長掛ける2円ということで年額を算定しているということですので、決して占用料の納入を免れるということではございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会とします。

午後3時36分 延会